

平成29年度 第三者評価

正眼短期大学 自己点検・評価報告書

平成30年6月

【基準Ⅰ 建学の精神と教育効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

初代学長梶浦逸外は昭和11年（1936）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

「行」（実践を伴った禅的人間教育）と「学」（学問による教育）とを一体とした人づくりという建学の精神は、現在「坐禅」「作務」等の実践的な授業と「提唱・禅語録」（正眼寺本堂で学長の古式講義）を代表とする仏教に関する専門の授業によって「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指している。学生は入学式後、オリエンテーションにおいて教務部から説明を受け、その後の開講式や三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）などにおいて学長が講話を行い、建学の精神の共有化を図っている。建学の精神は全学的に共有し、理念として確立している。

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条・『寄附行為』第3条第1項に具体的に教育目的を定めている。

学習の成果については、4項目の能力の獲得として定めている。すなわち、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指すもので、所定の単位を履修した者に「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。この学習成果は、科目ごとに学位授与の方針（DP）の中から一つ以上を、授業で育まれる学習成果として示し、授業概要、平成27年度より授業計画・内容として学習成果（キーワード）を設け、授業外学習、予習・復習の指針を示し、授業計画、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的・質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。この評価の仕組みは、シラバスで各担当教員から示され、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示している。また、学習成果のPDCAサイクルを構築した上で、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして査定を行っている。

本学は、ゼミ担任制をとっている。担任教員は、オフィスアワーで面談を行い、授業への取り組みから日常生活の悩み等の相談を受け、半期ごとに成績通知書を学生に配布し、現状の単位の修得等の状況を検証（Check）し、今後の課題を学生と一緒に計画（Plan）して行動（Action）する。

さらに、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を課しており、最終的な学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）は、製本して図書館で閲覧（古いものは閉架）できるようにしており、内外にその成果を表明している。

また、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の関係法令などの変更を官報などで適宜確認して法令に従うように努めている。平成22年の学校教育法施行規則の改正にさきがけ、平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載し、さらに、平成26年6月の「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法

律」「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の公布によって、教授会や教職員会で協議して内部諸規程の見直し案を作成し『学則』を含めて多くの内部諸規程を改正した。平成28年3月31日には「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が公布され、平成29年4月1日から施行されることになった。この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入の方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが出された。本学ではこのガイドラインに基づいて点検吟味を行い、建学の精神、教育目的、教育目標、3つのポリシーの齟齬がないようにし、『学則』第1条、学位授与の方針（DP）および教育課程の編成・実施の方針（CP）の一部を平成29年2月に改正し、実施している。

行動計画として、仏教行事等も活用しながら多角的に質的データを収集するために、授業内の行事である「正眼寺開山忌」「正眼寺大撰心」への参加レポートを課して質的データを蓄積し評価していく。また、学生全員に「学習記録レポート」を定期的に課し、学長の評価を受けて自己変革を促す。また、建学の精神と関連させて、教育目標を明確化し、学位授与の方針を点検する必要がある。そのためにも、量的・質的データの保障を高める方法を研究する必要があり、PDCAサイクルの更なる改善が課題である。

また、教育目標の再構築は、教育目的から再度策定し、社会のニーズや学習成果や学位授与の方針と関連して、教務委員会、教授会等で協議し教育目標を新しく構築する。

学外への学習成果の表明は、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を大学祭（正眼祭）で展示しているが、さらに学内外に表明する方策を探る。

さらに、建学の精神と関連させた教育目標を明確化する。学位授与の方針の点検は、そのPDCAサイクルの検証（Check）により、学生による授業評価や教員による学習状況の評価から教育目標の明確化への手がかりをつかむ。

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。】

■基準Ⅰ-A-1の自己点検・評価

（a）現状

初代学長梶浦逸外は昭和11年（1936）正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和29年（1954）に設立した「正眼学林」、そして昭和30年（1955）開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の根本理念として継承している。

『寄附行為』第3条・第1項、『学則』第1条に教育目的を定めて、教育理念・理想を表明している。

学内において建学の精神は『学生便覧/シラバス』の見返しに「行学一体」と明記して理念を説明し、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から建学の精神の説明、その後、開講式、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）において、学長が講話するなどして建学の精神の共有化を図っている。公式ホームページにおいて学

内外に表明している。

また、1 回生時に人間力に関係する一般教養科目を配置し、仏教学関連の授業において基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」の実践的授業や「提唱・禅語録」（正眼寺本堂で学長の古式講義）で、建学の精神における禅的精神を養っている。「正眼寺大摂心」（正眼寺修行会）や「正眼寺開山忌」、全学生と教職員と正眼寺修行僧とで行う「建学の精神フィールドワーク」への参加は建学の精神を共有する貴重な機会となっている。

学生は、毎週一度「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議（FSD委員会）」において、定期的に建学の精神の共通理解を心掛けている。また、教務委員会・教授会で建学の精神の内容や解釈などを検討し、大学評議会で決定している。

本学では、学位授与の方針（DP）を、建学の精神に関連させて4項目で定めている。学習成果である4項目の学位授与方針は、シラバスに明記し示している。

平成28年3月31日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が公布され、平成29年4月1日から施行されることになった。この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入の方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが出された。本学ではこのガイドラインに基づいて点検吟味を行い、建学の精神、教育目的、教育目標、3つのポリシーの齟齬がないようにし、『学則』第1条、学位授与の方針（DP）および教育課程の編成・実施の方針（CP）の一部を平成29年2月に改正し、4月から実施している。

（b）課題

建学の精神である「行学一体」は、禅的精神であり、授業時間内で修得させることは困難である。また、社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、世代も学歴もさまざまな学生に対し、その精神を理解させることが難しい。

これまで建学の精神の理念や教育目標を学位授与の方針（DP）に反映することはできたが、建学の精神を具現化する方策を構築しなければならない。

「建学の精神フィールドワーク」「仏教ボランティア」「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」を通して、量的・質的データを収集する必要がある。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

『寄附行為』第3条第1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする」と定めて、「行学一体」の建学の精神を示し、『学則』第1条の「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する」と教育目的を定めて、教育理念・理想を表明している。

実際に、「坐禅」（自己の探求）や「作務」（無心の清掃等の作業）などの授業である「行」（実践）と仏教・禅に関する専門の学術を研究する「仏教学の基礎」「禅学の基礎」等の授業で養われる「学」（学問）の両面から人格形成を図り、主体的自己の確立を目指していく

本学の教育理念は、建学の精神に集約している。

学内において「建学の精神」は『学生便覧/シラバス』の見返しに「行学一体」と明記して理念を説明し、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から建学の精神の説明、その後、開講式、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）において、学長が講話するなどして建学の精神を共有している。公式ホームページにおいて学内外に表明している。

また、1回生には、「倫理と人間」「宗教と社会福祉」「現代社会と宗教」など、人間力に関係する一般教養科目を配置し、「仏教学の基礎」「禅学の基礎」において、基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」の実践的授業と「提唱・禅語録」などで建学の精神を養っている。母体となっている正眼寺において二泊三日で行われる「正眼寺大摂心」（正眼寺修行会）は、全学生と教職員が参加して建学の精神「行学一体」を学ぶ機会となっている。「作務」の授業の一環として行われる「正眼寺開山忌」への参加は、正眼寺の行事の中で、学生自身が建学の精神を共有する貴重な機会となっている。また、全学生と教職員と正眼寺修行僧とが、三泊四日で四国八十八カ所歩き遍路によって研修する「建学の精神フィールドワーク」は、学内におけるグループ学習から始まり、研修地において一日約20km余り、総計約70kmを踏破し、寺院ごとでグループ学習の成果を報告させ、建学の精神を共有している。

学生は、毎週一度「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議（FSD委員会）」において、定期的に建学の精神の共通理解に心掛けている。また、教務委員会・教授会で建学の精神の内容や解釈などを検討し、大学評議会で決定している。

■テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の改善計画

平成29年度も、建学の精神に基づく学位授与の方針（DP）を4項目にして、シラバスに掲載している。また、平成28年3月31日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が公布され、平成29年4月1日から施行されることになった。この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入の方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが出された。本学ではこのガイドラインに基づいて点検吟味を行い、建学の精神、教育目的、教育目標、3つのポリシーの齟齬がないようにし、『学則』第1条、学位授与の方針（DP）および教育課程の編成・実施の方針（CP）の一部を平成29年2月に改正し実施している。しかし、改善の余地が残っている。教育目標の改訂も含め、時代のニーズや社会状況の変化に対応し、地域連携や生涯学習の提供などを視野に入れ改善しなくてはならない。そのために、学位授与の方針（DP）を今後も引き続き再検討する。

社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、世代も学歴も様々な学生に対し、建学の精神の理解度を測定するために、「正眼寺開山忌参加アンケート」「正眼寺大摂心参加アンケート」等を課して、質的データを蓄積し評価する。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。】

■基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条、『寄附行為』第3条第1項、同第2項に教育目的を定めている。教育目標を学校案内等に載せ学内外に表明してきた。

この教育目標をもとにして、学位授与の方針（DP）として4項目を定めている。教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指し、所定の単位を修得した者に「短期大学士（禅・人間学）」を授与している。学位授与の方針（DP）は、平成29年度も引き続き一部改正をして4項目で表し、教育目標に基づいており明確に示している。

4項目の能力の育成は、建学の精神の理解につながり、学習成果としてあらわれる。この学習成果の延長上には、国際社会や地域社会に貢献する人材の育成がある。しかし、この目標が時代に即応しているかを定期的に教務委員会や教授会で点検している。

また、入学後に建学の精神等の説明を受ける機会が、学期が進行する中で減少する傾向にあるが、本学の教育が建学の精神に集約していることから、日常的な修行（寮内における朝課・晩課、坐禅、禅の作法に則った食事、掃除）により、寮生は建学の精神の共有化が進んでいく。しかし、一方、通学生や長期履修学生の中には本人の都合などで寮内の修行に参加できない学生もいるので、行事参加時や授業（「坐禅」「作務」「提唱・禅語録」）における建学の精神の共有化にとどまっていた。そこで、平成27年度からこれまで夜間に行われていた寮内での大摂心（修行会）を午後3時10分から4時10分として参加しやすい時間割への改善を行ったことにより、通学生の参加が増えた。また、平成29年度からは、通学生にも建学の精神に基づく食堂（じきどう）での食事等作法を身につけてもらうために、齋座（昼食）は、寮生、教職員とともに全員で般若心経、食事五観文等を唱えてとるようにしている。

通学生や長期履修学生は、寮生とは異なり、比較的には自身の時間に余裕があるので「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）の実践レポートに、禅や仏教に関する詳細な内容の研究が提出され、建学の精神の理解への促進ともなっている。

平成28年度には、僧侶育成プログラムに関する科目を充実し、本学の僧侶育成力を高めるための改善を行い、臨済宗妙心寺派首座職認定僧侶育成課程に新たな履修科目として「僧侶必携」「布教学」を設けた。

(b) 課題

近年では寮生よりも通学生や長期履修生の割合が増加する傾向にあり、かつての全寮制による建学の精神に基づく食堂（じきどう）における食事作法等が、通学生ではなかなか身につけられないという問題がある。その改善策として平成29年度からは、通学生にも建学の精神に基づく食堂での食事の参加を促したが、通学生は履修日や授業の時間帯により参加が区々であり、寮生と比較すると作法の習得に差が出ている。また、学生による運営組織の自治会内部でも寮生と通学生とのコミュニケーションがうまくいかないという問題

がある。通学生には、いかに本学の教育の根幹でもある禅的な作法を習得させるのか、寮生および通学生には、双方の協力による自治会の運営やよりよい学生生活を送れる場をいかに提供できるかが課題である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、建学の精神「行学一体」に基づき、『学則』第1条にある「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する。」ことと教育目的を定めている。また、本学『寄附行為』第3条第1項「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。」とあり、同第2項に「この法人の教育は、永久に仏教の信仰並びに正眼禅の精神に基づいて、行われなければならない。」と教育目的を明記している。『学則』にある、「禅的な精神による人格の陶冶」とは、まさしく「行」(実践)と「学」(学問)を一体とした人間力を培う実践的な教育を行うことであり、建学の精神に基づいている。

また、本学の教育で、建学の精神と教育目的を実現するにあたり、具体化して明示したものが教育目標である。教育目標は、

第一に『『究めること』学』の精神…本来の自分を探求し見出すことを目指す」

第二に『『人の役にたつ』行』の精神…その力をもって建設的に社会に役立つことを目指す」

これらの両面において、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、それぞれに、可能性に向かって一步一步、挑戦することを求める。本学の教育目標は、この一人ひとりの主体性、可能性に対する信頼・確信の上に築かれている。

とあり、学校案内等に載せ学内外に表明してきた。この教育目標を基に、平成24年度に学位授与の方針(DP)を定めた。その方針では、①基礎学力、②コミュニケーション力、③問題解決力、④美的センス力、⑤社会貢献力の5項目の能力の獲得を示し、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」(慈悲、実践、忍耐)の育成を目指し、所定の単位を修得した者に「短期大学士(禅・人間学)」を授与するとした。

平成26年度には点検協議を行い、教育目的や教育目標が学位授与の方針(DP)に具体的に表されていないとの指摘から、「禅・人間力」の内容を建学の精神を基に4項目に特化縮小して定め、「禅・人間力」(主体的自己の確立)と改めた。平成29年4月1日「大学設置基準等の一部を改正する省令」の施行にあたり、教育目的、教育目標の内容の点検吟味を行い、平成29年2月学位授与の方針(DP)の一部改正を行い、実施している。

- ①広い社会的関心を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、禅について深い専門的知識を有している。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
- ③建学の精神(行学一体)を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性をもち社会に貢献できる能力を有している。
- ④主体的な自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる

能力を身につけている。

とした。この学位授与の方針（DP）は、本学の教育目標に基づいており、建学の精神に基づき明確に示している。本学では、教務委員会において教育目的・教育目標を学位授与の方針（DP）とともに定期的に点検している。

【区分 基準 I - B - 2 学習成果を定めている。】

■基準 I - B - 2 の自己点検・評価

（a）現状

学習の成果については、毎年、冊子として作成する『学生便覧/シラバス』に示している。学生便覧には、建学の精神、『学則』、教務規程、学位規程、図書館利用規則、諸規程等を記載しており、教務規程は、学生が履修計画を立てる上での注意事項を示している。時間割では、春学期・秋学期の曜日・時間ごとの1回生と2回生の科目を掲載しており、履修計画を立てやすいようにしている。また、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、学位授与の方針（DP）があり明確に示している。

科目ごとに学位授与の方針（DP）の中から一つ以上を授業で育まれる学習成果として示し、授業概要、平成27年度より授業計画・内容として学習成果（キーワード）を設け授業外学習、予習・復習の指針を示し、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的・質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。

評価の仕組みは、シラバス上に各担当教員によって提示し、ホームページ上においても、シラバスから閲覧することができ、学内外に明確に示している。

『学則』第23条第4項で「授業における出席日数が、原則として5分の4に満たない者は、試験を受けることが許されない。」と規定しており、5分の4以上の出席を必要条件として、100点満点で点数評価し、60点未満は不合格としている。また、不合格者には、再試験を実施する場合もある。ただし、教務規程第11条第1項で「定期試験30点未満の者は再試験を受験できない」とあり、必修科目である場合は、再履修しなければならない。

さらに小規模短大だからこそできる年3回（春学期入学者は4月・10月・1月、秋学期入学者は4月・7月・10月）の学長との面談など学生への適切な対応をとっている。また、本学においては、さまざま世代の寮生と通学生と一緒に学んでいるため、詳細に個々の学生の動向、学習状況を教授会で報告して各学生に指導を行っている。たとえば平成26年度4月から寮生の体力不足が目立つことから、朝の5時30分からの朝課（坐禅と読経）を、週一回ウォーキングの時間にして体力の増進を図るように実行した。また、シニア僧侶育成プログラム生のために、年齢の影響で経典の暗記に時間がかかる問題に対し、5時限目に研修時間を設け指導した。

さらに、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）を課しており、最終的なまとめの学習成果として評価できる仕組みを設けている。この「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）は、製本して図書館で閲覧できるようにしており、内外にその成果を表明している。白山研究会から卒業論文を機関紙に収録したいとの問い合わせがあり、学生の論文が白山研究会の機関誌に掲載された。

以前から課題となっている学外への学習成果の表明は、平成29年度においてもなされず、「仏教ボランティア」等の取組状況の報告程度にとどまっている。

教育連携校（あじさい看護福祉専門学校、北マリアナ短期大学、鑑真学院）や高大連携校（私立美濃加茂高等学校）や地域連携協定の自治体（美濃加茂市）などとの交流を踏まえ、各方面における変化やニーズに対する情報を共有し、本学における学習成果の向上を的確に把握できる仕組みの改善を図った。教育連携校であるあじさい看護福祉専門学校に平成25年から教授を派遣し、「信仰と生活」の授業で看護に対する多様な信仰を通して人々の心を比較理解する講義を専門学校生に提供している。このつながりから、あじさい看護福祉専門学校生全員が、「提唱・禅語録」「坐禅」の授業を体験し、「立志の会」として、看護や福祉の基本的な心構えを作る機会を提供している。全員の専門学校生の参加レポートが本学学長宛てに届いている。また、平成27年度からは岐阜医療科学大学助産学専攻科とも姉妹校提携を結び、専攻科の教職員や学生が平成28年度より「提唱・禅語録」「坐禅」の授業を体験し、助産師になる上での問題の解決能力や精神力を高める場の提供も行っている。今後は、本学の学習成果への取り組みを、教育連携校との交流を通して伝えていきたい。

教務委員会において、学科・教育課程の学習成果が本学の建学の精神に合致しているのか、教育目的・目標に適合しているのかを点検し、新しい学習成果の構築に向けて協議点検している。

（b）課題

平成28年度には学位授与の方針（DP）を平成29年4月1日施行にあたり、建学の精神、教育目的、教育目標に合わせて内容の点検吟味を行い一部改正し、実施している。今後も本学の建学の精神の理念や目標・目的がはっきりと学位授与の方針（DP）に表れるように点検し、再構築する必要がある。そのためにも、教務委員会で協議し、時代のニーズなどを踏まえたものにする必要があるが、継続協議しており、課題が残されている。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的に4項目で示している。建学の精神に基づき、学習目標である学位授与の方針（DP）は、すなわち学習成果を表しており、学習成果は、明確に示されている。

本学の教育目的は、『学則』第1条「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する。」ことであり、教育目標は、建学の精神を基に、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主

体的自己の確立)の育成を4項目の学位授与の方針(DP)として策定した。この4項目の能力の育成が学習成果であると言える。したがって学習成果は教育目的・目標に基づいている。

科目ごとに学位授与の方針(DP)の中から一つ以上を授業で育まれる学習成果として示し、平成27年度より授業概要に加え、授業計画・内容として学習成果(キーワード)を設け、授業外学習、予習・復習の指針を示し、授業計画、到達目標、テキスト及び参考文献、単位の認定評価方法及び受講上の留意点を細かく掲載し、定期試験、レポート提出、受講態度を量的・質的データとして測定し、学習成果が明確に評価できるように努めている。

①学習成績(成績・修得単位数)と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法であるGPAによって数値化している。

『学生便覧/シラバス』の「シラバス」の巻頭に4項目の学位授与の方針(DP)として明確に表明している。科目ごとに学位授与の方針(DP)の中から一つ以上を授業で育まれる学習成果として示している。また、ホームページ上においても、学位授与の方針(DP)として、明確に表明している。

教務委員会において、学科・教育課程の学習成果が本学の建学の精神に合致しているのか、教育目的・目標に適合しているのかを点検し、新しい学習成果の構築に向けて協議点検している。

【区分 I-B-3 教育の質の保障をしている。】

■基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、教育の質の保障のために、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に従うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則の改正にさきがけ、平成17年6月よりホームページ上に財務情報を掲載している。また、平成26年6月27日に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」によって、教授会や教職員会で協議して内部諸規程の見直し案を作成した。私学経営研究会の弁護士へ点検を依頼して、理事会に議案として提出し承認された。『学則』を含め多くの内部諸規程を改正した。また、平成27年度には、マイナンバー法の施行にともない、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」ならびに、「学校法人 正眼短期大学 情報公開規程」を大学評議会で協議し、理事会に提出し承認を受けた。

本学では、学習成果のPDCAサイクルを構築して、①学習成績(成績・修得単位数)と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法であるGPAによって数値化している。GPAによる数値化によって、学生の卒業時の表彰等の判断材料としている。学習成果のPDCAサイクルを、Plan(計画)において建学の精神と教育目的との一致を前提に、3つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)との整合性を確保し、また、学習成果を測定する方法について計画する。次に、Do(実行)にお

いて、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して学習成果をできるだけわかりやすく説明し、授業などの学習支援を行い、半期の授業終了後には学習成果を測定し記録する。シラバスには、それぞれの科目が、具体的に学位授与の方針のどの学習成果のものであるかを示す。

そして、Check（検証）では、授業・学習支援に対する学生による評価や、学生自身の単位修得状況やGPA値などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析する。その後、Action（改善）として授業・学生の支援を通して獲得された学習成果をFD、SDを経て課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）へつなげ、「適正な学習成果を獲得させる」という目標の実現に向けて努力する。

以上のようにPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。

また、学習成果のPDCAサイクル、学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル、入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクル、授業改善のPDCAサイクルを構築して点検を行っている。

（b）課題

本学は、教育の向上のためのPDCAサイクルを研究し、平成26年度より構築して、学習成果のPDCAサイクルとして、計画、実行、検証、改善を行っているが、学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。特に「禅・人間力」（主体的自己の確立）を学習成果としてとらえる時、その査定のあり方について引き続き検討していく。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準等の変更や官報などを適時確認して法令に従うように努めている。平成22年6月15日に学校教育法施行規則が改正され、それにさきがけ平成17年6月からホームページ上に財務情報を掲載している。

また、平成26年6月27日に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が公布され、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の公布により、平成27年4月1日から施行されることを受け、教授会や教職員会で協議して内部諸規程の見直し案を作成した。私学経営研究会の弁護士に点検を依頼して、理事会に改訂の議案として提出し承認された。学校教育法の改正に応じ、『学則』を含め多くの内部諸規程を改正した。また、平成27年度には、マイナンバー法の施行にともない、「個人番号及び特定個人情報取扱規則」ならびに、「学校法人 正眼短期大学 情報公開規程」を大学評議会でも協議し、理事会に提出し承認を受けた。

本学では、学習成果のPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。GPAによる数値化によって、学生の卒業時の表彰等の判断材料としている。

学習成果のPDCAサイクルを、Plan（計画）において建学の精神と教育目的との一致を前提に、3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）との整合性を確保し、また、学習成果を測定する方法について計画する。

次に、Do（実行）において、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して学習成果をできるだけわかりやすく説明し、授業などの学習支援を行い、半期の授業終了後には学習成果を測定し記録する。シラバスには、それぞれの科目が、具体的に学位授与の方針のどの学習成果のものであるかを示す。

そして、Check（検証）では、授業・学習支援に対する学生による評価や、学生自身の単位修得状況やGPA値などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析する。

その後、Action（改善）として授業・学生の支援を通して獲得された学習成果をFD、SDを経て課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）へつなげ、「適正な学習成果を獲得させる」という目標の実現に向けて努力する。

以上のようにPDCAサイクルを構築して、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして量的・質的データとして査定を行っている。本学では量的・質的データを、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるGPAによって数値化している。

また、学習成果のPDCAサイクル、学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル、入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクル、授業改善のPDCAサイクルを構築して点検を行っている。

学習成果のPDCAサイクル

Plan（計画）	建学の精神と教育目的・教育目標との一致を前提に、3つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）との整合性を確保する。また、学習成果を測定する方法についても計画する。
Do（実行）	学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して学習成果をできるだけわかりやすく説明し、授業や学習支援を行い、半期の授業終了後には学習成果を測定し記録する。シラバスには、それぞれの科目が、具体的に学位授与の方針のどの学習成果獲得のものであるかを示す。
Check（検証）	授業・学習支援に対する学生による評価や、学生自身の単位修得状況やGPA値から学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析する。
Action（改善）	授業・学生支援を通して獲得された学習成果をFD、SDを経て課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）へつなげ、「適正な学習成果を獲得させる」という目標の実現に向けて努力する。

学位授与の方針(DP)のPDCAサイクル

Plan (計画)	学習成果と関連するディプロマポリシー(DP)を定め学内外に周知する。DPには、卒業要件単位だけではなく、建学の精神による人間形成や社会に貢献できる能力の獲得とその評価基準についても計画する。
Do (実行)	学習成果とともに、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して周知し、授業を実施し、学習状況の測定と記録を行う。
Check (検証)	学生による授業評価・教員自身による学習状況の評価により、課題の発見・分析を行う。
Action (改善)	FD委員会(教務委員会)および教授会で、解決すべき課題を見つけ、次のPlan(計画)につなげ、更なる「学習成果の獲得に向けた授業の実現」という目標に向けて授業改善に努力する。

教育課程編成・実施の方針(CP)のPDCAサイクル

Plan (計画)	ディプロマポリシー(DP)と同じく学習成果に関連するカリキュラムポリシー(CP)を定めて教育課程の編成を行い、授業計画を立てる。また、CPを評価する方法についても計画する。
Do (実行)	学習成果と同様に、学生に対してオリエンテーションやガイダンス、シラバスを通して周知し、授業を実施して学習状況の測定と記録を行う。
Check (検証)	学生による授業評価、学習状況の評価(単位修得、GPA値)により課題の発見と分析を行う。
Action (改善)	FD委員会(教務委員会)および教授会で、課題の解決策を見つけ次のPlan(計画)につなげ、「適正な教育課程編成・実施の方針を示す」という目標の実現に向けて努力する。

入学者受け入れ方針(AP)のPDCAサイクル

Plan (計画)	建学の精神、学科の教育目標と学習成果を明確に示したアドミッションポリシー(AP)を定め、学外に周知する。本学で受け入れる学生を判定するための入学試験を計画する。
Do (実行)	入学者選抜試験を実施し、合格者を判定する。
Check (検証)	入学後の学習状況の評価(単位修得状況、GPA値)により課題の発見と分析を行う。
Action (改善)	教授会で、解決すべき課題を見つけ、次のPlan(計画)につなげ、更なる「適正な入学者受け入れの方針を示す」という目標の実現に向けて努力する。

授業改善のPDCAサイクル

Plan (計画)	授業科目の概要と獲得可能な学習成果、到達目標、単位の認定評価方法を明確にシラバスに記述する。
Do (実行)	授業を実施し、学習を評価する。この学習評価には、各科目が示す学習成果が含まれる。
Check (検証)	学生による授業評価・教員自身による学習状況の評価により、課題の発見・分析を行う。
Action (改善)	F D委員会(教務委員会)および教授会で、解決すべき課題を見つけ、次のPlan(計画)につなげ、更なる「学習成果の獲得に向けた授業の実現」という目標に向けて授業改善に努力する。

■テーマ 基準 I - B 教育の効果の改善計画

本学は、教育の向上のためのPDCAサイクルを研究し、平成26年度より構築して、学習成果のPDCAサイクルとして、計画、実行、検証、改善を行っているが、学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。特に「禅・人間力」(主体的自己の確立)を学習成果としてとらえる時、その査定のあり方について、引き続き検討する。

【テーマ 基準 I - C 自己点検・評価】

【区分 基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にむけ努力している。】

■基準 I - C - 1 の自己点検・評価

(a) 現状

自己点検及び評価について、『学則』第2項に自己点検・評価の目的等を定め、『自己点検・評価委員会規程』により、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が指名した者からなる自己点検・評価委員会を組織した。平成17年に、第三者評価準備委員会規程を定め、学長以下、ALOを中心に自己点検・評価を行っている。また、平成24年には自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に4つの新しいワーキング・グループ(WG)を組織して各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、点検項目、報告書の作成等々行ってきた。春学期・秋学期各1回、学生による「授業評価アンケート」を実施し前年度の反省を踏まえ改善している。また、すべての教員と職員が自己点検・評価活動に関わる体制は、FSD活動を活発化し、各自が自覚をもって量的・質的データの作成、記録や文章作成を行っている。

また、研究について、各教員が授業の質の向上を図るため、専門分野に関する研究を行い、『研究紀要』に論文等を掲載している。更に「行学一体」の建学の精神により、研究に限らず、社会貢献活動等における取り組みも、授業の質の向上に向けた改善に繋がるよう努めている。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員のデスクを教務学生課室に配備しワンフロア一化して、教員と事務職員の協力・連携体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開いている。また、平成27年度より教授会の上部組織として大学評議会を設立し、本学での運営会議を行っている。教授会は教務全般を議事している。大学評議会で議決された内容は事務局長より事務職員に逐次連絡している。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックして改善し、大学教育ならびに業務の充実のために生かしている。

定期的に『自己点検・評価報告書』も作成し学外への表明をしている。

(b) 課題

本学での自己点検・評価活動は、それぞれの点検・評価項目を分担して実施しているため、教職員の中でも関与・理解の度合いに差がある。全教職員が自己点検・評価の意識を業務に反映させ向上できるように、FD・SD活動等を通じて今後とも自己点検・評価に対する意識、理解を深めていくことが必要であり、平成29年度において引き続き協議検討中である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、自己点検・評価のために、『学則』第2条第1項に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、同第2項「本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行規則第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。」として、平成7年に「自己点検・評価委員会規程」を定め、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が指名した者からなる自己点検・評価委員会を組織した。平成17年に、第三者評価準備委員会規程を定め、規程を整備した。また、平成24年には自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に建学の精神と教育の効果WG、教育課程と学生支援WG、教育資源と財的資源WG、リーダーシップとガバナンスWG、選択的評価WGと実施に向けたワーキング・グループを変更設置して、各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、点検項目、報告書の作成等々行ってきた。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員の綿密な協力体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議を開き日常的に自己点検・評価活動を行っている。また、平成27年度より教授会の上部組織として大学評議会を設立し、本学での運営会議を行っている。教授会は教務全般を議事している。大学評議会で議決された内容は事務局長より事務職員に逐次連絡している。

定期的に『自己点検・評価報告書』も作成し、学外へ表明をしている。

本学は、小規模校であるため、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとっている。教職員連絡会議では、ALOが第三者評価の議題を挙げ、問題点や点検事項などを全教職員から意見を求め、意識を高めている。

自己点検・評価の成果は、個々の授業内容や学生指導等などにフィードバックされて改

善されており、大学教育ならびに業務の充実のために生かされている。

■テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画

『自己点検・評価報告書』の学外への表明は、平成24年度から平成29年度の自己点検評価報告書をホームページへアップした。しかし、それに満足せず、相互評価の実施などを含め学外への表明を充実させなくてはならない。

また、本学での自己点検・評価活動は、それぞれの点検・評価項目を分担して実施しているため、教職員の中でも関与・理解の度合いに差がある。全教職員が自己点検・評価の意識を業務に反映させ向上できるように、FD・SD活動等を通じて今後とも自己点検・評価に対する意識、理解を深めていく。

■基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神が、学生の中でどの程度共有されているのか、アンケート等で把握する。

本学の建学の精神は、授業や寮生活の実践的な修行の中で体得されてゆくものである。したがって、本学の全カリキュラムは教育目的を具現化したものである。その実施は、学生と教職員が一体となって、禪的教育の実践を行い、建学の精神が人格を形成する。この行動計画において、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクルから点検する。

Plan（計画）において、学位授与の方針（DP）の改訂を協議し学習成果を定め直し、教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクルを稼働させる。そこから、授業計画を立てるようにする。

Do（実行）では、学習成果の変更と教育課程編成の変更に関して、特に2回生にオリエンテーションやガイダンスを行って学習成果の変更を周知させ、各授業において、授業の中で建学の精神が共有化できたか、事例を収集し記録して、教務課に提出してデータ化する。

Check（検証）において、各教員の建学の精神に関わる授業内容の集積から、課題の発見に努める。

Action（改善）において、教務委員会で課題の解決策を見つけ、次のPlan（計画）に十分な適正な教育課程編成・実施の方針（CP）を示すという目標に向けて努力する。

また、授業改善のPDCAサイクルから点検する。

Plan（計画）において、授業科目の中で、学習記録として可能なレポートを各教員から学生に課す。

Do（実行）では、授業のなかで、学習記録のレポートを実施する。

Check（検証）において、半期ごとに学生自身のレポート記録を学生自身が比較して自己変化の発見や分析を行う。

Action（改善）において、学生の自己変化の発見や分析から解決すべき課題を見つけ「学習成果の獲得に向けた授業の実現」に向けて努力する。

その自己点検・評価の報告を学外において公表できるようにする。そのために、授業内だけでなく多くの行事参加において、参加レポートを課してゆく。それを学生の記録として収集し、一年後、二年後記録を積み上げて学生自身に自分の変化を点検させるシステムを構築してゆく。

◇基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項

本学では、入学式及び、学位授与式は、建学の精神に基づいて行われている。

入学式では、入学生代表者が本学におけるこれからの学習や修行における抱負などの宣誓を行い、入学者全員で誓う。在校生による歓迎の辞が在校生代表から述べられる。その後、本学独自の学生護持会（保護者、師匠、社会人学生）の総会が開かれ、本学の建学の精神や特色などを保護者等にも説明している。

学位授与式では、建学の精神に則り、行学共に優秀な学生に理事長賞と学長賞を授与している。賞状の文言の中に必ず、「建学の精神に則り」の文言を入れている。その後、在校生と卒業生が向き合い、在校生代表から送辞を、卒業生代表から答辞を述べて、学生と教職員が建学の精神のもと、深く交流した思い出を述べている。

また、入学式と学位授与式の終わりには、建学の精神を盛り込んだ校歌を斉唱している。

(2) 特別な事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

該当なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学では、3つのポリシー、学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受け入れの方針(AP)を定めている。学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針は、学外に対してはオープンキャンパスで説明を行い、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せて広く知らせている。学位授与の方針は、学内においては、入学式後の新入生オリエンテーション、在校生には春学期・秋学期の入学式前日にオリエンテーションを行い説明している。また、授業の開始時に各担当者から説明をしている。学位授与の方針については、これまで以上に学生へ周知させることが課題であり、三仏忌(釈尊降誕会、成道会、涅槃会)等でも建学の精神とともに説明を行い、毎週水曜日に行われる学生ミーティングにおいても説明を行うなど全学生への周知を図っている。

教育課程・編成の方針については、学生には学位授与の方針とともに年2回春学期・秋学期のオリエンテーションで周知を図る。入学者受け入れの方針については、オープンキャンパスの他、公開講座や夏期講座等でも人々に広く知らせることにより、入学希望者が十分に理解できるように大学評議会で検討し、担当者の説明用のマニュアルを作成する。また、入学式前の事前指導についても、それに代わる印刷物の発送等よい方法を検討して行う。

教員は、学生の学習成果を学習成績(各科目の成績評定・修得単位数)、GPAを指標に評価し把握している。また、教務委員会(FD委員会)や非常勤講師を含めた研修会を開き、授業改善に向けての認識を共有し、授業・教育方法の改善に繋げている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目的・目標を理解した上で、職務を通じて学習成果を認識するとともに教員や他の事務職員と情報を共有し連携して入学から卒業に至るまでの学生支援(厚生的支援・教育的支援・経済的支援)を行っている。SDに関する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

学習成果の基本となる学位授与の方針など本学の教育に関する基本方針は、学生に配布する『学生便覧/シラバス』に掲載し、学生が常に意識化できるように支援している。シラバスには、全科目において到達目標を明記し、ネット上でも確認できる環境を整備している。平成27年度より、事前・事後の学習時間を確保するため「授業外学習」の項目を設け、平成28年度に科目名にサブタイトル欄を設けてより分かりやすくし、学生への主体的な学習を促した。また、実践科目を含めたそれぞれの科目により集中して学ばせるために卒業要件単位を現行の72単位から62単位へ変更(学則第27条)した。

学習成果の査定には、その測定の可能性について量的・質的データの仕組みについて、本学のカリキュラムの中には、心(感性や精神)に重きをおいたり、呼吸などを体得する科目もあり、その測定が難しいものがある。今後も量的・質的データ測定の仕組みを構築することを教務委員会や非常勤講師を含めた研修会、教授会で模索が必要であるが、教務委員会において個々の学生の学習成果について話し合いを重ねている。

学生への卒業後のアンケートについては、平成28年度は、昨年度に見直しを行った設問を5項目から14項目に増やし、選択理由、本学への意見・要望も含めたものを行った。

また、進路先修行道場からのアンケートを実施した。今後も内容を点検し、卒業生の意

見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図りたい。

学生の学習支援については、今後もさらに検討を重ねガイダンス等を実施し、学習意欲を喚起する学習指導を行う。また、寮生には、図書館の利用促進とともに、平日での学習時間帯を設けた。

本学の図書館の開館時間は、午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、28年度は、土日を休館にせず午前10時から午後4時までとし、5月3回、6月7回、7月6回、9月4回、10月10回、11月7回、12月6回、1月6回、2月3回、3月2回と8月以外は開館した。

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高い者が多い。四年制大学や他の短期大学を卒業した者には、本人の申し出により、30単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減することや、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。

長期履修学生を受け入れる体制については、『学則』第48条に定め、「長期履修学生規程」により整備している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、授業科目「仏教ボランティアⅠa/Ⅰb」（必修2単位）「仏教ボランティアⅡa/Ⅱb」（必修2単位）での市内清掃活動（保育園、障がい者施設等）、ブラジルの子どもの学童保育などの実践を行い、ボランティアセンター職員の指導により美濃加茂市や富加町などのボランティアに参加している。ただし、授業科目としての「仏教ボランティアⅠa/Ⅰb」「仏教ボランティアⅡa/Ⅱb」を平成29年度に廃止したため、28年度以前の入学生のみに開講している。それにより「仏教ボランティア」の授業の内容は、29年度は「仏教福祉a」「仏教福祉b」で取り扱うこととなり、ボランティアセンターでの活動は継続している。また「建学の精神フィールドワークⅠ」「建学の精神フィールドワークⅡ」も廃止した。

平成28年度より設けた首座コース（首座職認定僧侶育成過程）では、花園大学の「妙心寺派僧侶育成課程履修科目」とほぼ同等の「首座職認定僧侶育成課程科目」を履修している。このコースは、本山妙心寺宗務本所において認可を受け首座職の資格を得るためのものである。

学生の進路支援については、進路支援室を設置している。就職支援は学生部、進学支援は教務部が総括してゼミ担当教員と検討・協議し、教職員が一体となって行っている。特に僧侶を志望する学生へは、僧侶資格を持っている教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を、学生個人の実情に即して寮生活を通して指導している。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■基準Ⅱ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「禅・人間学科」の学位授与の方針（DP）として「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指すことを掲げ、『学則』第27条（卒業の要件）、第28条（卒業）、第29

条（学位）および『学位規程』により「短期大学士（禅・人間学）」の学位を授与することを定めている。すなわち、学位授与の方針は以下の4つである。

- ①広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、禅について深い専門的知識を習得している。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
- ③建学の精神（行学一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性を持ち社会に貢献できる能力を有している。
- ④主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

学位授与の方針は、入学後の新入生オリエンテーション、年2回春学期・秋学期の在校生オリエンテーションや授業の開始時に各担当者から説明を行っている。

本学では、卒業の要件の単位数を定め、成績評価基準を明確に示している。また、学位授与の方針を学内外に表明し、社会的（国際的）に通用性があり、定期的に点検を行っている。また、基準Ⅰ—Aで述べたように、学位授与の方針（DP）の一部を平成29年2月に改正し、4月から実施している。

（b）課題

学位授与の方針（DP）は『学生便覧/シラバス』に掲載している。各科目ごとに、「この授業で育まれる能力」として4つのうち1つ以上を掲載している。さらに春学期・秋学期オリエンテーションの時にも教務部から全学生に説明している。ただし、学生がどの程度理解しているかという確認が出来ていないことが課題でもある。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会のガイドラインにより示された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）を基準とし、さらに適正な学位授与を保障するために、今後もPDCAサイクルを活用して、定期的な検証を行う必要がある。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

学位授与の方針（DP）は、それぞれの学習成果に対応している。カリキュラムに定められた必要単位数を修得することで学位が授与される。宗教・仏教・禅・歴史・文化に関わる教育科目をはじめ語学（日本語）などのリテラシー科目、宗教・仏教・禅に関する専門科目、禅文化専門科目について合計で卒業要件62単位を履修する。なおかつ「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置し、実践的体験を通じて学ぶようになっている。また、成績評価は、秀・優・良・可・不可の5段階で行い、秀・優・良・可を合格とし単位を認定することを定めている。

『学則』第6章卒業及び学位号の取得等第29条第2項において、学位授与の方針を規定

している。

学位授与の方針は、新入生には入学式直後に実施するオリエンテーションにおいて、『学生便覧/シラバス』に掲載された『学則』『学位規程』『ディプロマ・ポリシー』を示し、教務部からその内容の説明を行っている。在校生には、春学期・秋学期のオリエンテーションの時に説明を行っている。また、授業の開始時に各担当者から説明をしている。さらに、学外に対しては、オープンキャンパス参加者へ説明を実施し、入学希望者に対しては公式ホームページや学校案内にも掲載している。

学位授与の方針は、I-B-3で述べたように、「学習成果のPDCAサイクル」の仕組みと「学位授与の方針(DP)のPDCAサイクル」によって教育の質保証を図っていることで、社会的(国際的)な通用性を確保している。また、卒業生が国内・国外(アメリカ)の大学に編入する際に、学位(短期大学士)が認められていることから明らかである。

学位授与の方針については、大学評議会において定期的に点検している。また、基準I-Aで述べたように、学位授与の方針(DP)の一部を平成29年2月に改正し、4月から実施している。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。】

■基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

「禅・人間学科」では、学位授与の方針(DP)に対応して教育課程・実施の方針(CP)を以下のように定めている。

- ①一般教養科目・語学科目・禅文化科目を設置し、その総合的思想などを含め幅広い知識を身につけるようにする。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化を理解するために専門のゼミを開講して、自己を見つめ、自己を理解し、知識・技能などを総合的に活用し、問題解決能力を身につけるようにする。
- ③「提唱・禅語録」「坐禅」「作務」等の科目を設置し、人格を陶冶する。
- ④「建学の精神フィールドワーク」等の科目を設置し、実践力(気力・生活力)を習得できるようにする。*1
- ⑤「仏教ボランティア」等の社会貢献を通して、協調力、応用力を習得できるようにする。
*2
- ⑥「禅の作法と心得」「禅宗経典」「禅宗法儀」等の科目を設置し、僧侶になるための基礎知識や実践的な作法を段階的に習得できるようにする。*3
- ⑦「卒業実践研究」を課し、論文研究と実践記録を並立させることによって、主体的に考え、行動力と創造力を培い、問題を分析し解決能力を身につけることができるようにする。

*1 平成29年2月の改正により④の「建学の精神フィールドワーク」を削除

*2 平成29年2月の改正により⑤の「仏教ボランティア」が「仏教福祉」に変更

*3 平成29年2月の改正により⑥の「禅の作法と心得」を削除

本学では、教育課程・実施の方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せ広く知らせている。また、教育課程は学位授与の方針に対応し、体系的に編成されている。成績評価については、シラバス等でその基準を明示し、教育の質の保証に向けて厳格に適用している。

基準Ⅰ—Aで述べたように、教育課程・実施の方針（CP）の一部を平成29年2月に改正し、4月から実施している。

逸外記念図書館のリニューアルオープンや新校舎光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）完成により、大学開放に向けて土曜日の授業をこれまで以上に開講し、土・日に図書館を開館することとした。

さらに学生が、授業の受講、事後の展開を通して主体的に学修できるよう、シラバスには授業ごとに「授業外学修、予習・復習など」の項目を設けている。「授業計画・内容」に沿って、学生が毎回の授業を具体的に把握し、予習が出来るよう「学習成果〈キーワード〉」も設け、さらなる学生の学修支援に役立てている。

(b) 課題

教育課程編成・実施の方針（CP）は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せているが、全学生の目に触れるのはこれのみであり、周知する必要がある。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に関するガイドラインを遵守し、今後も教育課程の編成およびその改善をPDCAの成果から検証していくことが必要である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

禅・人間学科では、「カリキュラム」に基づき、卒業に必要な62単位を履修した者に対して、短期大学士（禅・人間学）の学位を授与している。教養科目A・B、専門科目C・D・E・Fのそれぞれに卒業要件の単位数を明記し、本学の教育課程は学位授与の方針（DP）に対応している。

教養科目A・Bは社会生活を送る上で必要な知識や現代の高齢社会が求める生きる力をつける科目であり、Aは講義、Bは演習である。専門科目Cは本学における禅的精神を身につける基本となる講義や演習、専門科目Dは実習、専門科目Eは宗教・仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する講義、専門科目Fは禅文化を理解し実践するための実習であり、「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置している。教養科目A・Bで学習したことを専門科目C・D・Fで実践的体験を通して深め、さらに少人数の専門科目Eを選択し、その専門の学びを深め、「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）にまとめられるよう分かりやすく体系的に編成している。

成績評価については、シラバスに記載されたとおりの質の保証ができるように各教員が厳格に行っている。「成績評価基準」を設けて、それによるシラバスの作成および学習評価を行っている。

シラバスにおいて授業科目名、担当教員名、開講基準年次、授業期間、開講曜日、単位数、授業区分、授業コマ数、必修・選択の区別、サブタイトル、DP（学位授与の方針）、

到達目標、授業概要、授業計画・内容（学習成果〈キーワード〉）、授業外学習（予習・復習など）、単位の認定評価方法及び受講上の留意点、テキスト及び参考文献を項目順に配列し、できるだけわかりやすく明示している。授業外学習（予習・復習など）は、学生が事前の準備・授業の受講・事後の展開を通して主体的に学修できるよう、平成 27 年度から設けたものであり、「授業計画・内容」についても学生が毎回の授業を具体的に把握できるように「学習成果〈キーワード〉」を付けた。

本学の平成 29 年度の専任教員は 8 人（教授 3 人、准教授 1 人、講師 4 人）で短期大学設置基準の必要数を満たし、教育課程にふさわしい教員を配置している。非常勤講師は 12 人（特任教授も含む）についても、同様に教育課程にふさわしい教員を配置している（基準Ⅲ-A-1, 2）。

教育課程は、学生への授業評価アンケートの集計結果、授業担当者による自己評価、ゼミ担当教員による学生からの情報収集等をもとに教務委員会で検討し、教授会で見直しを定期的に行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。】

■基準Ⅱ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育目標は、第一に『『究めること』学』の精神……本来自分を探求し見出すことを目指す」、第二に『『人の役にたつ』行』の精神……その力をもって建設的に社会に役立つことを目指す」これらの両面において、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、それぞれに、可能性に向かって一步一步、挑戦することを求める。本学の教育目標は、この一人ひとりの主体性、可能性に対する信頼・確信の上に築かれている。

この教育目標に対応して本学では入学者受け入れの方針（AP）を定めている。

入学者受け入れの方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せている。また、高校訪問時の進路指導者やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。また、入学前の学習成果の評価については、一般入試のほか推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦）・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試を設けている。

(b) 課題

入学を希望する人々が、本学の入学者受け入れの方針（AP）を確認できるのは、現在公式ホームページと学校案内だけである。このほかにも人々へ周知する方法が課題である。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に関するガイドラインを遵守し、今後も入学者受け入れの方針をPDCAの成果から検証を行う。特に、オープンキャンパスにおいて、入学希望者が入学者受け入れの方針を十分に理解できるよう丁寧な説明を行うことにより入学者受け入れ方針を理解してもらうよう努力する必要がある。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

入学者受け入れの方針（AP）は、学習成果に対応して以下のように定められている。本学が求める学生は、第一に宗教・仏教・禅・歴史・文化を学習（学）や実践（行）を通して、知と心と体の調和を図り、人への思いやりや共生への意識を高めること、第二に現代社会の諸問題について関心を持ち、宗教・仏教・禅・歴史・文化の学習（学）や実践（行）を通してそれを理解し解決をめざすこと、この二つに学力・適正・意欲のある学生である。

この入学者受け入れの方針は、公式ホームページや学校案内にも載せている。また、高校訪問時の進路指導の先生やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。

入学者受け入れの方針は、本学が求める学生像として、入学前の学習成果を明確に示している。入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜評価の中で総合的に行っている。志願者全員に面接を課し、入学前の学習成果や内申書・履歴書に書かれた社会的活動（部活動・生徒会・ボランティア活動等）や資格等について確認している。

推薦入試（一般推薦・自己推薦・指定校推薦）・一般入試・留学生入試・帰国生徒入試・社会人入試においては、入学前の学習成果に言及している。本学を希望する理由や学ぶ意欲についても確認し、入試面接委員を中心に面談内容の検討を重ねることにより、入学者受け入れの方針に対応している。

また、入学者受け入れ方針のPDCAサイクルを稼働させて点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学習成績と学生の成績評価値であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。学習成果は達成可能であり、一定期間内でほとんど獲得可能である。また、学習成果には実際的な価値があり、測定可能である。

(b) 課題

学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定で数値化する際に、カリキュラムの中には、感性や精神、心、呼吸法などを体得する科目もあり、数値化し一律に評価することが難しい科目もある。基準Ⅱ-A-1で示した「禅・人間力」（主体的自己の確立）そのものを学習成果として、例えば、体得科目においては試験以外に授業中の体得過程における上達度などをその都度確認し、授業後のレポート提出を行うなど具体的に可視化できるよう査定のあり方について実現可能なことについて検討していく必要がある。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、建学の精神と教育目的・目標、三つの方針を明示し、全教員に徹底している。その上で学習成果については、①学習成績（成績・修得単位数）と②学生の成績評価値であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。

① 学習成績については、秀（AA）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）の5段階の評定とし、そのもととなる素点は100点満点としている。学習評価については、

科目ごとに具体的な到達目標や評価のための方法、配点の割合をあらかじめシラバスに掲載して学生に示し、各担当者が授業開始時に具体的な説明を行った上で実施している。

②のGPAについては、素点をもとにして以下の方式によって数値化している。

$$GPA = \frac{(4 \times A \text{の単位数}) + (3 \times A \text{の単位数}) + (2 \times B \text{の単位数}) + (1 \times C \text{の単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

本学では、教育課程の科目の単位を修得することによって、学位授与の方針に掲げる「禅・人間力」を育成する。履修登録後、先に示した4つの能力を獲得できる授業を受け、ほとんどの学生が合格し単位を修得し卒業していることから、学習成果は達成されていると考えられる。本学では、2年間で単位を修得して卒業する通常履修学生のほかに、3年から5年間で単位を修得して卒業する長期履修学生の制度（基準Ⅱ－B－3）がある。平成28年度の例では、2回生で通常履修学生の17人のうち12人が卒業し、長期履修学生では卒業したものはなかった。1回生・2回生の単位修得率については、教養科目では94～97%、専門科目では89～99%である。また、学習成果で秀・優の割合が高いのは、学習意欲や学力の高い社会人学生が入学するためである（基準Ⅱ－B－3）。

平成29年度学位授与者

学位授与の有無 履修形態	2回生 在学者	H28年度秋 学位授与者	H29年度春 学位授与者	卒業単位 未修得者
通常履修学生 (期間2年)	8人	0人(0%)	5人(62%)	3人 (37%)
長期履修学生 (期間5年まで)	8人	0人(0%)	1人(12%)	7人(87%)
合計	16人	0人(0%)	6人(37%)	10人(62%)

参考 平成28年度1回生・2回生履修者の単位修得率

学習成果 教養・専門	秀 AA	優 A	良 B	可 C	不可 D	失格 F	認定 N
教養科目A	18.7%	5.35%	5.35%	4.69%	0%	37.5%	3.0%
教養科目B	2.96%	5.93%	5.23%	17.8%	0%	0%	4.04%
専門科目C	6.84%	4.18%	3.22%	5.38%	28.2%	16.1%	45.2%

専門科目 D	1.92%	1.01%	13.5%	81.0%	0%	40.5%	0%
専門科目 E	2.52%	4.66%	14.0%	18.0%	18.0%	42.0%	5.47%
専門科目 F	7.85%	3.3%	2.55%	6.47%	55.0%	11.0%	0%

(注) 春学期・秋学期の開講科目の単位修得率の平均値を示す。

専任講師（非常勤講師を含め）の研修会において教務委員会、「卒業実践研究」の中間報告、最終審査を通して、教育課程で獲得すべき学習成果について、教員は共通認識を持っている。一定期間で学習成果を獲得させるために、学生への授業評価アンケート等をもとに授業方法を工夫改善し、少人数の授業で個別にきめ細かい指導を行うなどの取り組みを行っている。各科目は、半期（15回ないしは22.5回）でそれぞれ学習成果を獲得できるように配置している。しかし、授業で理解ができなかった者については、時間外の個別の学習指導を行うなどして、一定期間内で学習成果を獲得できるよう努めている。

禅・人間学科の教育課程の学習成果は、社会での活動につながるものであり、卒業後僧侶をめざし専門道場での修行を行う者や、就職する者、高齢者でボランティア活動を行う者などがある。また、卒業生本人やその保護者からも電話や手紙で本学への謝辞が寄せられ好評であり、実際的な価値がある。

学習成果の評価基準はシラバスに明示されており、授業科目により具体的な評価方法は異なるが、定期試験期間内に行われる筆記試験・レポート・実技試験、それ以外に平常時授業において課される小テスト・小レポート・発表・暗唱・課題や受講態度等を量的・質的データとして扱っているので測定可能である。

【区分 基準Ⅱ－A－5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

■基準Ⅱ－A－5の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当しており、卒業生からの評価を聴取し、聴取した結果を学習成果の点検に活用している。平成28年度は、14項目について、それぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。また、進路先修行道場からのアンケートを実施した。

(b) 課題

満足度アンケートの調査結果からみると、「満足」「やや満足」と回答した者は85.5%であり、ほぼ良好な結果となっている。このほかには卒業生やその親からも、例えば「引きこもっていた子供が主体的に行動できるようになった」等、本学への教育全般についての励ましや応援のコメントが寄せられている。今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図りたい。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当している。平成28年度卒業生の進路先は僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）、四年制大学への進学等である（基準Ⅱ－B－4）。卒業生に対しては、満足度アンケート調査を実施し、学生の卒業後の評価を行った。平成28年度は、昨年度の調査項目の内容を見直して設問を5項目から14項目に増やし、それぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。すなわち、調査項目は以下のとおりであり、「満足」「ふつう」「やや不満」「不満」「どちらともいえない」の5つの選択肢を設けた。調査対象者は11名であり、そのうち7名の回答を得た。

- ①本学の授業全般についてはどうでしたか。
 - ②「提唱・禅語録」の授業についてはどうですか。
 - ③「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」の実習系の授業についてはどうでしたか。
 - ④「茶道」「書道」「陶芸」「ヨガ」「太極拳」の禅芸術系の授業についてはどうでしたか。
 - ⑤「建学の精神フィールドワーク」（四国八十八箇所お遍路）の授業についてはどうでしたか。
 - ⑥「卒業実践研究（卒業実践論文）」についてはどうでしたか。
 - ⑦学生生活全般についてはどうでしたか。
 - ⑧学内の施設（教室・図書館・学生ホール・通学生部屋など）についてはどうでしたか。
 - ⑨寮生活全般についてはどうでしたか。 *寮生活をされた方のみ
 - ⑩朝課・晩課についてはどうでしたか。 *寮生および参加された方のみ
 - ⑪寮内の通常摂心についてはどうでしたか。 *寮生および参加された方のみ
 - ⑫正眼寺大摂心についてはどうでしたか。
 - ⑬禅の作法による食事（粥座・斎座・薬石）についてはどうでしたか。
 - ⑭長期履修制度についてはどうでしたか。 *長期履修制度で卒業された方のみ
- *このほかの本学へのご意見・ご要望

すべての卒業生に共通する①～⑧および⑫の9つの設問の平均では、満足71.4%。やや満足14.2%、ふつう14.2%という結果であった。なお、平成28年度は進路先修行道場からのアンケートを実施した。

■テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の改善計画

中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に関するガイドラインが示されているが、本学では、そのガイドラインを遵守し、以下のことを行う。

学位授与の方針（DP）は『シラバス』に掲載している。その授業ごとに、「この授業で育まれる能力」として4つのうち1つを載せている。学生に対して明確に説明する機会が、春学期・秋学期オリエンテーションの時と各授業の開始時だけであり、必ずしも全学生が十分に周知しているとは言いがたい。今後も学生に対して周知をはかる。また、PDCAサイクルにより、適正で厳格な学位授与を保障するために定期的に検証し、学生に周知することを行う。

教育課程編成・実施の方針（CP）についても、学生に周知する。入学者受け入れの方針（AP）については、これまで以上に人々の目に触れるようにする。また、オープンキャンパスでの入学希望者が十分に理解できるように、担当者が行う説明方法を構築する。

学習成果の査定については、その測定の可能性に関して、量的・質的データ測定の仕組みが不十分である。科目には一律に評価することが難しい科目もあり、「禅・人間力」（主体的自己の確立）そのものを学習成果としてより具体的に可視化できるよう査定のあり方について検討する。

学生への卒業後の評価については、14項目においてそれぞれの選択理由や本学への意見・要望も求めた。また、進路先修行道場からのアンケートも実施した。今後も内容を点検し、卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図る。

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

【区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

■基準Ⅱ-B-1の自己点検・評価

（a）現状

本学の教員は、学位授与の方針（DP）に則して学生の学習成果の状況の把握に努め、評価基準に則して学習成果を評価している。授業評価アンケートはすべての授業で実施され、集計結果は、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、授業改善に向けての認識を共有し対応している。

平成29年度は、平成27年度の改善計画に基づき、学生への授業アンケートを、内容を検討した上で授業評価アンケートと学生による自己点検・授業評価アンケートのふたつを設けた。平成28年度の実施方法を踏襲し行った。平成29年度も平成28年度に実施した最終授業時でのアンケートの一斉実施と回収ではなく、専任教員は研究室で、非常勤講師は教室で、学生一人ひとりが教員の目の前でアンケートに答える方法を取った。また、これまでの各教員の自己点検・自己評価アンケートを改めて、各教員が授業評価アンケートに基づき、自己評価を行った。さらに、本学の寮生の平日の図書館利用や学習時間の確保の課題については、平成27年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を3時限目までとし、4時限目を学習時間にあて改善を行い、平成29年度も同様に学習時間を確保した。

教員間の授業内容の調整については、複数の教員でひとつの科目を担当する場合は担当者間で行い、異なる科目の場合は、専任教員間では教務委員会（FD委員会）、全体では非常勤講師を含めた研修会で行った。またほかには、日頃から個別に調整を図っている。学生の履修指導、学習生活支援、就職・進路指導等はゼミ担当教員、教務部・学生部、学生寮等の事務職員が連携して支援を行っている。

（b）課題

教員はより責任を果たすために、学生の学習成果の獲得に向けて、更なる授業改善を図る必要がある。また、学習成果測定の可視化に向けて、成績評価基準の検証を行い更なる課題も残されている。今後も授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を教務部が把握して、FD活動をより活性化させることが必要である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

教員は、学位授与の方針（DP）に則して学生の学習成果を評価しているが、おおよその共通認識はあるものの、各教員で解釈に幅があるのが現状である。

教員は、到達目標と単位の認定評価方法及び受講上の留意点をシラバスに明示している。各教員は、学習成果の状況を適切に把握し、「成績評価基準」に則して学習成果を評価している。

すべての授業について、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施している。

授業評価アンケートのデータは科目ごとに集計され、各教員には全学と担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布されるので、学生による授業評価を認識している。

また、学生による自己点検・授業評価アンケートは、各教員が各授業についての学生の取り組み等を確認するための参考資料となる。各教員はそれらを基にして、科目ごとに授業の自己評価を行い教務部へ提出している。

授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、教員は授業改善に向けての認識を共有している。

本学では、複数の教員でひとつの科目を担当する授業はわずかである。複数で担当する場合は、担当者間で授業内容等の調整を図っている。異なる科目の場合は、担当者間で授業内容を調整している。その機会は、専任教員間では教務委員会、全体では非常勤講師を含めた研修会である。また、専任・非常勤含めて全教員わずか22人の本学では、全教員が面識をもち日頃から個別に調整を図っている。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、授業・教育方法の改善についての話し合いをもち、改善に向けて対応している。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

1・2回生のゼミにおいては、担当教員がオフィスアワーで履修、学生生活、就職、進路等について相談にのり、きめ細かく指導を行っている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目的・目標を理解した上で、職務を遂行している。学生の課外活動・就職活動など学生生活全般に関して支援しており、毎週行われる教職員連絡会議において学習指導のあり方等について教員と情報を共有し、学習成果を認識している。また、教務部・学生部・総務部の部長はすべて教員が勤め、事務職員とのコミュニケーションを密にしている。

本学の事務職員は8人（専任4人、非常勤4人）であり、すべての学生に認知されている。学生と接する窓口業務では、日常の生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のために取り組めるよう支援をしている。学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し、学生が教育研究活動に専念できるよう寮やキャンパスの整備に取り組んでいる。

本学の事務職員は、多くが職務の兼務を行っている。また、すべての専任教員が、教務部・学生部の部長、総務部の課長等を兼務しており、教員と職員との関係が密な組織となっている。よって所属部署を通じてではなく、教職員連絡会議におけるFSD活動として学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況が把握できている。

本学では、教職員連絡会議等においてFD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体となり、全学で問題意識の共有化を行い、学生支援の充実を図っている。また、事務職員は、岐阜県私立短期大学協会や日本私立短期大学協会が主催する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている。

専属の教学事務職員が事務室のカウンターに待機し対応しており、学生による履修科目に関する質問、修得単位についての質問、寮生活等学生生活についての質問、「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)作成についての質問等があり、履修から卒業に至るまでの支援を行う体制を整備している。

本学の図書館の専門事務職員は2人(専任1人、非常勤1人)であり、いずれも他の業務を兼帯している。2人のうち1人が司書資格を有する職員である。建物は、鉄筋コンクリート造りの瓦葺き2階建てで面積は468.64㎡であり、1階は図書閲覧スペース・開架・閉架書庫、2階は開架スペース・閉書庫・ラーニングcommons・ギャラリーとなっている。座席数は閲覧席8、雑誌コーナー4、学習席10、ラーニングcommons16である。蔵書数は、平成30年3月31日現在、図書が27,859冊(うち洋書116冊)、学術雑誌13種、AV資料481点である。特に、本学の特長を生かした仏教関連図書を多く所蔵している。

シラバスに示された参考図書については、司書が教務委員会と緊密に連携して図書予算の範囲内で準備している。また、希望図書については、学生からのアンケートをもとに、必要と判断される場合は購入も行っている。館内に所蔵していない図書に関しては、ゼミ担当教員と連携して所蔵先を確認し適切な指導を行っている。

本学の図書館の開館時間は午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館(祭日は開館)にしていたが、平成28年度、夜間、土・日曜日の開館を行い、平成29年度も開館した。教員は、授業やゼミのオリエンテーション等で図書館を利用し、授業に関連する図書や必読書の説明を行い、図書検索方法や調査方法等を指導し、学生の授業の予習や復習、主体的な学習を促している。また、図書館についての情報を学生に提供する『図書館通信』を定期的に発行し、学生の利便性を向上させている。

教職員は各自1台以上のパソコンが与えられ、教育研究用または業務用に活用している。学内のパソコンは、サーバーに接続され管理が行われている。パソコンはそれぞれネットワークと1台以上のプリンターにつながれており、文書作成の業務は言うまでもなく、どのパソコンからも通信や情報検索をできるようになっている。また、必要に応じてカラーや大判印刷ができるプリンターも用意されている。日常の授業や業務で活用されているが、その活用の度合いは個々の教職員によりまちまちなのが課題である。

本学では、2年生時に「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)の作成を課しており、大半の学生が学内や寮にパソコンを持ち込んでいる。パソコンの保有率も年々増加している。また、学生への休講等の連絡は、従来通り掲示も行いながら個人のEメールへ一斉配信している。

本学では、文書処理、情報処理に必要な学内ネットワークが構築され、教職員は利用技術の向上を図っている。また年2回、学期開始前に最新の機器やコンピューター等の利用技術について説明を受け、学内の教職員に周知している。

【区分 基準Ⅱ－B－2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

■基準Ⅱ－B－2の自己点検・評価

(a) 現状

履修登録のためのオリエンテーションは、教務部が担当し、『学生便覧/シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布し、教職員が連携して説明を行っている。基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は、留学生の場合に限り、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を行っている。日本人学生の場合は授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導をしている。学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員があたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、学生の修学の進退に関する問題等は、学長が全学生を個別に面談をし、指導を行っている。さらに、留学生については、授業の履修や日常生活に関することまで、教職員全員で対応している。

先年度の改善計画にある本学の寮生についての平日の図書館利用や学習時間の確保の問題については、Ⅱ－B－1ですでに述べたが、平成27年度春学期から木曜日・金曜日以外の授業時間を3時限目で終了し、4時限目を学習時間にあてる改善を行い、平成29年度も同様に学習時間を確保した。

(b) 課題

今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導が必要である。基礎学力の不足する学生に対し補習授業の充実を図るために、時間割編成等の工夫が必要であるが、授業開講科目の限度や専任教員の事務職兼務による多忙化により困難なことが課題である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学では、春学期および秋学期の入学式で、在校生の参列のもと新入生に対して学長から訓示をし、新たな学習への意欲の喚起を行っている。

科目の選択については、春学期および秋学期のはじめに履修登録のための教務部のオリエンテーションを担当の教職員が連携して行っている。さらに事務室窓口で専属の教学事務職員が学生からの質問に随時対応している。またゼミ担当教員も履修登録の相談にのっている。

2回生の「卒業実践研究」(卒業論文と実践レポート)の作成は、2回生の初めにゼミ分けの希望調査を行い、ゼミ担当教員の決定をし、個別指導を通して指導支援を行っている。

学習支援のための印刷物については、『学生便覧/シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布しオリエンテーションで説明を行っている。

基礎学力が不足する学生については、留学生の場合、日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設定し、教員が分担して行っている。日本人学生の場合、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等の組織的な支援は行われていないが、授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導している。

学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員が対応にあたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、学生の修学の進退に関する問題等は、学長が個別に面談をし指導を行っている。

専門科目の演習や「卒業実践研究」（卒業論文と実践レポート）では個別指導がされており、優秀な学生は意欲を持って学習成果を伸ばすことができる。四年制大学への編入を希望する学生には相談にのり、学習支援を行っている。

本学では、留学生を受け入れている。留学生は学内の学生寮で生活を行い、授業を履修している。授業の履修や日常生活に関することまで、教職員全員で対応している。また、本学からの留学生派遣については、提携学校（サイパン・北マリアナ短期大学、中国・鑑真学院）があるものの希望者はいない。

【区分 基準Ⅱ－B－3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

■基準Ⅱ－B－3の自己点検・評価

（a）現状

本学では、学生の学習成果の獲得に向けて学生が不安なく生活を送るために、学生寮での生活や健康管理等の厚生的支援、学生が主体的に様々な活動に参画できるような教育的支援、奨学金等の経済的支援を教職員が組織的に連携して行っている。学生個人の日常の相談等についてはゼミ担当教員が窓口となり対応し、寮生については寮関係の職員（寮監・舎監・女子寮監）が学生の状況変化を把握している。学生全体の問題については主として学生部が総括し、毎週水曜日に行われている教職員連絡会議で報告を行い全教職員が周知している。

（b）課題

本学では、売店は設置していない。これまで、売店に代わるパン・カップ麺・菓子等の自動販売機を構内に設置したが、全学生数が限られているため業者の既定販売数に達せず撤去された経緯がある。再度の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売が課題である。また、本学には学生相談室や保健室が配備され学生部の職員が日常対応しているものの、学生の心のケアや健康管理を行う専門家の心理カウンセラーや保健師は配置していない。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

組織としては学生部および厚生部が置かれている。学生生活に関する全学的事項を審議する場が学生委員会である。学生部は部長1人、厚生部は部長1人（事務職員・他業務兼務）が配置されており、寮関係の事務職員（寮監・舎監・女子寮監）と連携して問題に対処している。

本学における課外活動は、学生の組織である学生自治会を主体に行われている。学生自治会は、新入生歓迎会、大学祭（正眼祭）、卒業を祝う報恩の会を主催し担当する。また、本学では茶道部のクラブが活動を行っている。それらの活動成果の一部が11月に行われ

る大学祭に反映されている。学生によるクラブ活動やそれらの行事を支援するのが学生部の教職員を中心とする学生委員会である。

本学では、一般の大学にみられる学生食堂は設置していない。食堂は、修行道場に倣い「ジキドウ」と呼び、業者に委託している。特に、昼食は教職員・学生・科目等履修生・聴講生が一同に会し、食事作法に則り整然と食事を摂り、禅教育を実践している。常に衛生と健康管理には配慮している。また、寮には簡単な炊事場が備えられ、土・日曜日には自炊が可能である。

売店は設置していない。飲み物について5カ所に自動販売機を設置し対応している。他の商品については、学生は必要に応じて近くにあるコンビニエンスストアで買い物をしている。土・日曜日には、一日3回の市街地までのスクールバスによる送迎があり、学生はこの送迎により必要な物品の購入をしている。

学生の休息空間として学生ホールがあり、共同のテレビが設置され、授業間の休息・談話・各種行事の打ち合わせや反省会等の場として利用している。また、学生寮内にも同様の施設・設備があり、活用している。

保健室と学生相談室を設置している。また、舎監室や事務室に救護用品を、本館の外にあるロッカーに救護用の担架等を配備し、舎監をはじめ教職員一人ひとりが、学生の健康状態や精神状態を見ながら、常に声をかけ学生の心身のケアに配慮している。

本学は全寮制が基本であり、大半の学生が寮生活を送りながら行学一体の建学の精神を実践している。通学生は自宅から通っており、宿舍の斡旋は必要ない。

通学生は社会人学生が多く、すべて自家用車を所有しているためスクールバスの運行は現在のところ必要ない。本学には、来客・教職員・通学生を含めて3ヶ所の駐車場がある。

奨学金等については、平成29年度日本学生支援機構等からの外部奨学金受給者はいない。本学の学生は、短大独自の奨学金や支援制度を受ける者が大半である。正眼奨学金は、修学途中で、学費負担者に事由が生じ、経済的困難に陥った学生に修学期間中にかかる学納金相当額を無利子で貸与するものである。特別奨学金は、成績・人物ともに優秀な者に対して授業料を半額減免するものである。社会人優待制度は、社会人の出願資格を満たす者に対して、入学前の審査により、入学金の半額免除のほか、2年間の授業料を減免するものである。社会人僧侶の育成（シニア僧侶育成プログラム）や禅仏教を学ぶ志願者の受け入れを目的とする本学においては、必要な投資である。

奨学金等の取得状況

平成30年5月1日現在

学年 奨学金名称	1回生	2回生	合計
日本学生支援機構2種	0人	0人	0人
正眼奨学金	0人	0人	0人
特別奨学金	0人	0人	0人

社会人優待制度	10人	2人	12人
留学生優待制度	1人	1人	2人
指定校特別推薦	1人	0人	1人
合計	12人	3人	15人
在籍者数	24人	16人	40人
割合 (%)	50%	18%	37%

本学における学生の健康管理やメンタルケア、カウンセリングの体制は、全寮制を基本としているため、男子寮では寮監・舎監が、女子寮では女子寮監が状況変化を把握し、ゼミ担当教員に報告する。ゼミ担当教員が解決できない場合には、学生部に連絡して学生部より専門家（精神科医）を通して迅速にその処置を図っている。

1. 保健室

本学の保健室は光徳禅文化棟の1階に配置し、授業中に緊急事態が生じたときは迅速に学生部職員に連絡し対応できるようにしている。日頃の健康ライフについては学生部職員が指導にあたり、実際の細かい相談事や体調不良の訴えを受け入れている。必要な場合は、近隣の医師の診断を受けるように指導している。

2. 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法を基準にして、学生へは身長・体重、視力、血圧、尿、聴力、胸部X線の6項目で、教職員へは血液、心電図の2項目を加えた8項目で毎年4月に（財）岐阜県健康管理センターに依頼し、出張健康診断を実施している。ほとんどの学生が受診し、当日欠席した者は後日健康管理センターへ行き受診するよう指導している。結果は受診者に通知し、大学では全学生の健康状態を把握し、問題のある学生はセンターより指導を受けている。特に必要な場合は、近隣の病院との連携も行っている。

3. メンタルケアとカウンセリング

本学では、学生相談室を配置し、少人数制の利点とアットホームな校風を生かして早期発見・早期治療を重視し、ゼミ担当教員・学生部の教職員が学生の相談に対応している。

本学はゼミ担任制をとっており、入学時に個人面談を行い、学生個人の情報を収集すると同時に学生の意見や要望も聴取している。さらに毎学期ごとの面談や毎週のオフィスアワーで、進路や学生生活に関する様々な問題点について情報を収集している。学生間では、寮生活については寮生ミーティング、学生生活については学生ミーティングが毎週行われ、大学への意見や要望が出された場合、それを集約して寮頭学生から舎監、寮監、女子寮監へ、学生自治会長から学生部長へ報告される仕組みが構築されている。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設け、教員で分担して行っている。また、学生生活については教職員全員で対応している。日本語や日本での生活力を高めるために、希望者には休暇中に市内および近隣の家庭に依頼し、日本人の生活を体験する学習（ホームステイ）を導入している。

留学生入学者の出身国および人数

入学年度 国 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中華人民共和国	0 人	1 人	1 人
ブラジル	0 人	0 人	1 人
合 計	0 人	1 人	2 人

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高い者が多い。四年制大学や他の短期大学を卒業した者には、本人の申し出により、20 単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減している。また、学納金の分割や授業料の減免を行うなど生活面での支援を行っている。シニア僧侶育成プログラム受講学生（社会人僧侶）や学生雲水をめざす者には、特に僧籍をもつ教員をゼミ担任にあて、常に学生の相談に対応している。

平成 27 年度 社会人入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
男性（64）	長期履修学生	高校卒
女性（45）	長期履修学生	高校卒
男性（33）	通常履修学生	四大中退
女性（64）	通常履修学生	短大卒
男性（65）*	通常履修学生	高校卒
女性（51）	通常履修学生	高校卒
男性（77）	通常履修学生	高校卒
女性（82）	長期履修学生	高校卒

平成 28 年度 社会人入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
男性（41）	通常履修学生	高校卒
男性（66）	通常履修学生	四大卒
女性（58）	長期履修学生	専門卒
男性（24）	通常履修学生	四大卒
女性（65）	通常履修学生	短大卒
男性（28）	通常履修学生	高校卒
男性（56）	通常履修学生	四大卒
女性（65）	長期履修学生	専門卒
女性（63）	通常履修学生	短大卒
男性（59）	通常履修学生	高校卒
女性（67）	長期履修学生	短大卒
女性（61）	長期履修学生	高校卒
男性（62）	長期履修学生	高校卒
男性（29）	通常履修学生	四大中退
女性（59）	長期履修学生	大学卒
女性（59）	長期履修学生	大学卒
女性（61）	長期履修学生	大学卒

平成 29 年度 社会人入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
女性（60）	長期履修学生	大学卒

女性 (45)	長期履修学生	高校卒
男性 (58)	通常履修学生	修士課程修了
女性 (42)	長期履修学生	博士号取得
男性 (70)	長期履修学生	専門卒
女性 (76)	長期履修学生	高校卒
女性 (83)	長期履修学生	高校卒
男性 (78)	通常履修学生	大学卒
男性 (26)	通常履修学生	大学卒
女性 (45)	長期履修学生	大学卒
男性 (63)	通常履修学生	高校卒
男性 (23)	通常履修学生	高校卒
男性 (65)	通常履修学生	短大卒

(注) 年齢は入学時のもの。*はシニア僧侶育成プログラム受講学生。

本学では、障がい者の受け入れのための施設の整備は行っていない。本学は坂道もあり、キャンパス内は平地ばかりとは言えない。肢体不自由者が不便なく学生生活を送る施設を整備することは、学習の機会を提供することとあわせて重要であると認識しているので、平成 27 年度秋学期には図書館ならびに禅文化教室棟に、エレベーターと障がい者用トイレを設置した。

本学では、平成 14 年秋学期から秋学期入学者と長期履修学生を受け入れている。『学則』第 48 条に定め「長期履修学生規程」により体制を整えている。長期履修学生を希望する者は、会社経営者やサラリーマン、主婦などが多く、現在では 5 年を上限としている。仕事などとの両立や継続して学習ができるように、ゼミ担当教員や教務部の教職員が個々の学生の修学年限や通学時間に応じて履修モデルを示して対応している。

本学にはボランティアセンターがあり、美濃加茂市・富加町などの自治体からボランティアの依頼を受け、ボランティアセンター職員が学生とともに参加している。平成 28 年度以前の入学生は、授業科目としては「仏教ボランティア I a/ I b」「仏教ボランティア II a/ II b」で、平成 29 年度入学生は「仏教福祉 a」「仏教福祉 b」を履修し、市内清掃活動、ブラジルの子どもたちの学童保育などの実践を通して学んでいる。

平成 27 年度 仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
4月22日（水）	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」補助
4月23日（木）	美濃加茂市ほくぶ保育園 グランド清掃
5月14日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
6月 4日（木）	学校周辺環境整備
6月18日（木）	美濃加茂市ほくぶ保育園 プール清掃
6月21日（日）	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
7月 2日（木）	ブラジル子ども交流 セタ会開催
7月 9日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
7月16日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
7月30日（木）	美濃加茂市社会福祉協議会「学習支援教室の社会体験」坐禅補助
10月16日（金）	美濃加茂市立伊深小学校「陶芸体験」補助
11月 1日（日）	美濃加茂市と加茂圏域「e-kamon まるごと環境フェア」参加
11月15日（日）	富加町民まつり 手伝い
12月24日（木）	ブラジル子ども交流 クリスマス会開催
2016/1月7日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
1月14日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備

平成 28 年度 仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
4月15日（金）	岐阜医療科学大学 助産学専攻科 「提唱・坐禅」 補助
4月20日（水）	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」 補助
4月21日（木）	学校周辺環境整備
5月12日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
5月19日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
6月 2日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
6月16日（木）	美濃加茂市ほくぶ保育園 プール清掃
6月19日（日）	富加町「ふれあいオン・ステージ」 イベント手伝い
7月 7日（木）	ブラジル子ども交流 セタ会開催
10月13日（木）	学校周辺環境整備
11月 6日（日）	美濃加茂市と加茂圏域「e-kamon まるごと環境フェア」 参加
11月10日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
11月19（土）～ 20日（日）	富加町民まつり 手伝い
12月22日（木）	ブラジル子ども交流 クリスマス会開催
2016/1月12日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
1月19日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備

平成 29 年度 仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
4月19日（水）	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」
6月7日（水）	岐阜医療科学大学 助産学専攻科 「提唱・坐禅」補助
6月18日（日）	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
6月29日（木）	美濃加茂市立ほくぶ保育園 プール清掃
7月6日（木）	ブラジル子ども交流 セタ会開催
7月27日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
9月21日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
9月29日（金）	美濃加茂市社会福祉協議会「学習支援教室の社会体験」陶芸補助
10月2日（月）	美濃加茂市立伊深小学校「陶芸体験」補助
10月19日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
10月19日（木）	美濃加茂市社会福祉協議会「学習支援教室の社会体験」坐禅補助
10月21日（木）	美濃加茂市社会福祉協議会「すこやかフェスティバル」参加
11月5日（日）	美濃加茂市と加茂圏域「e-kamon まるごと環境フェア」参加
11月18日（土）	富加町民まつり 手伝い
12月21日（木）	ブラジル子ども交流 クリスマス会開催



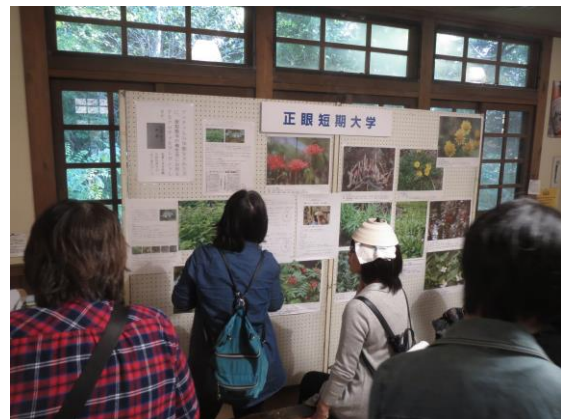
すこやかフェスティバル参加



学習支援教室／陶芸



ひまわりの丘環境整備



環境フェア参加

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

■基準Ⅱ-B-4の自己点検・評価

(a) 現状

進路（就職・進学）支援は、教職員が一体となっており、就職支援は学生部が、進学支援は教務部がそれぞれ総括している。本学では、一般就職者はごくわずかであり、僧堂へ掛搭（専門道場への入門と修行）する者がほとんどであり、各僧堂からの情報を基にして学生の指導に生かしている。また、進学者については、教務部とゼミ担当教員が連携して編入対策・指導から推薦書作成・面接指導までの支援を行っている。

平成26年度は、先年度の改善計画に基づき、正眼寺の修行僧を寮職兼務の教員として採用し、実際に正眼僧堂（専門道場）で行われている作法等を授業や寮生活で取り入れ、細かく指導することにより僧侶になるための学生への意識づけを行った。

平成29年度、卒業生1人を舎監に採用し指導を充実させた。

(b) 課題

僧侶になるための意識づけを行い指導しているが、専門道場での修行に必要な経典の暗唱や坐禅等の作法を身につけるには、高齢者の学生ほど困難であるという課題が生じている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学は小規模校であり、教職員が一体となって就職支援を行い、学生部が総括している。

本学では進路支援室が設置され、進路指導は学生部が総括し、学生部とゼミ担当教員が就職対策・学生指導について検討・協議し、所属学生に対し随時面談し就職・進路相談に応じている。本学の学生は、寺院の子弟や僧侶をめざす社会人が多く、僧堂に掛搭（専門道場への入門と修行）する者がほとんどで、一般の就職者はごくわずかであり、そのため個別に指導が行われている。

平成 29 年度 卒業生の進路先

平成 30 年 5 月 1 日現在

性別 (年齢)	形 態	進 路 先
男性 (66)	通常履修学生	就職準備中 (住職予定)
男性 (63)	長期履修学生	社会貢献
女性 (66)	通常履修学生	社会貢献
男性 (60)	通常履修学生	社会貢献
男性 (19)	通常履修学生	僧堂へ掛搭
男性 (30)	通常履修学生	医療事務

(注)年齢は卒業時のもの。

本学では、就職試験対策等の支援は学生部とゼミ担当教員が協力して行っている。なお、就職試験・面接日の授業は公欠扱いとしている。

僧堂掛搭者については、卒業後の各僧堂での修行の状況が情報として本学へ寄せられ、その情報を基にして学生の指導に生かしている。一般の就職者についてはごくわずかであり、その結果を学生支援に活用することは難しい。

本学は小規模校であり、編入希望者は毎年数名程度である。編入希望者に対しては、教職員が一体となって支援している。指導は教務が総括し、毎学期の初めにゼミ担当教員が学生との個人面談で、学生の進路調査を行う。教務部とゼミ担当教員が編入対策・指導について検討・協議し、教務部が編入志望大学から単位互換制度などの様々な情報を収集し、これらの情報をもとに教務部とゼミ担当教員が学生と個別面談を行い、推薦書作成や面接試験対策等の進学の支援を行っている。また、指定校推薦を利用する場合は、当該大学の

受付開始3週間前までを募集の締切として受付をし、教授会で推薦対象者を決定して推薦している。

平成17年5月にはアメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン島の北マリアナ短期大学、平成19年10月には中国揚州市の鑑真学院との姉妹校提携を行った。両校からは留学生を受け入れているが、留学希望の学生がいないため現在のところその支援は行っていない。今後は留学支援を深めて行きたい。

【区分 基準Ⅱ－B－5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。】

■基準Ⅱ－B－5の自己点検・評価

(a) 現状

本学の公式ホームページには、入学者受け入れの方針（AP）を明確に示し、学校案内にはその主旨を掲載している。また、オープンキャンパスの入試説明においても本学の教職員が学校案内を基に志望者に直接説明している。入学志望者や受験生からの問い合わせ、高等学校の進路担当の先生や担任の先生からの質問、入学手続き後の質問等まで個別にきめ細かく対応している。さらに、入学者に対しては、入学式後にオリエンテーションを行い、本学の建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針等を含めて各担当者から説明している。

平成26年度は先年度の改善計画に基づき、入学者受け入れの方針を他の2つの方針とともに、現役高校生でも理解できるように具体的な表現に改めた。

(b) 課題

入学を希望する人々が、本学の入学者受け入れの方針（AP）を確認できるのは、現在公式ホームページと学校案内だけである。このほかにも人々へ周知する方法が課題である。また、オープンキャンパスにおいても、入学希望者が入学者受け入れの方針を十分に理解できるように説明内容、方法等を常に改善してゆく必要がある。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学の公式ホームページには、入学者受け入れの方針（AP）を明確に示し、学校案内にはその主旨を掲載している。また、オープンキャンパスの入試説明においても本学の教職員が学校案内を基に志望者に直接説明している。入学者受け入れの方針（AP）は、他の2つの方針（DP・CP）とともに教務委員会（FD委員会）・教授会で策定され、必要に応じて見直されている。学校案内への記載や公式ホームページへの掲載は事務局が行っている。

受験の問い合わせ等については、特に女性事務職員が電話やメールで丁寧に対応している。たとえば、入試区分以外の長期履修を志願する者や僧侶をめざす者への説明は、教務部や僧籍をもつ教員が問い合わせの内容に応じて適切に対応している。オープンキャンパスでの来訪者の相談や学校見学者への対応、さらには高等学校の進路担当の先生や担任の先生からの質問など職員と教員が協力して行っている。なお、高等学校への訪問は、学校訪問後、担当者が報告書を作成し事務局へ提出することになっている。

広報および入試事務は、事務局長が総括をし、教職員が協力して行っている。高等学校への訪問を通して大学の情報を提供するだけにとどまらず、入学志望者や受験生からの問い合わせを集約し、分析して募集をかける高校を策定するなど広報活動と入試事務は協力した体制を取っている。

本学では、「学生募集要項」に記載された募集区分・入試区分等を守り入試選抜を行っている。入学試験委員会により指名された教員が一般入試の論文問題の作成を行い、委員会において点検した上で当該年度の入試問題として決定する。推薦入試・社会人入試・帰国生徒入試の面接は、入学試験委員会で質問項目を点検し、入試面接委員にその質問項目を割り振っている。入試会場・面接会場・控え室の設営、試験問題の印刷等については教職員が分担し協力して行う。入試当日は、学長を含む4人の面接委員と3人の論文採点委員が公正かつ正確に評価を行っている。判定資料の作成、判定結果の通知、入学手続きの事務、入学者の確定事務等についても複数の職員が担当し、不正やミスが生じないように相互にチェックできる体制をとっている。以上により、本学における入試選抜の公正さや正確さは保持されている。

入学手続き者の電話やメールによる問い合わせに対しては、授業にかかわること、寮生活にかかわること等、個別にアドバイスしている。

本学の入学者は遠隔地の者が多く、入学式前の事前指導をどのように行うのが課題である。現状では、春学期および秋学期の入学式後に、入学者に対して教務部、学生部、事務室、図書館、学生寮それぞれの担当者によりオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、本学の建学の精神、教育目的・目標、学位授与の方針等を含めて説明している。オリエンテーション後の学生個人の質問・疑問等については、ゼミ担当教員と連携を取りながら各部署で対応する体制を取っている。在校生に対しても同じく入学式の前日にオリエンテーションを実施している。

■テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

教育資源の有効活用については、教員は学習成果の獲得に向けてより責任を果たすために、FD活動に力を尽くし、更なる授業改善を図る。成績評価基準の検証を行い、学習成果測定の可視化に向けて努力する。授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を共有し、FD活動をより活性化することが挙げられる。

学生への学習支援については、今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてのガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導を行う。また、特に寮で生活する学生に対して、平日での学習時間帯を設けることが挙げられる。

本学の図書館の開館時間は、午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、夜間、土・日曜日の開館を検討する。平成27年度秋学期からは図書館ならびに禅文化教室棟には、エレベーターと障がい者用トイレを設置した。

学生の生活支援については、売店に代わる再度のパン・カップ麺・菓子等の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売を検討する。

進路支援については、特に僧侶を志望する学生へはゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を学生個人の実情に即し寮生活を通して指導を行う。

入学者受け入れ方針については、多くの人々の目に触れるようにし、オープンキャンパスでの入学志望者が十分に理解できるように、担当者が行う説明内容や方法を構築する。また、入学式前の事前指導についてもそれに代わる印刷物の発送等よい方法を模索する。以上の検討をかさねていきたい。

■基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

本学では、学生が安心して教育研究活動に専念できるように、今後も教職員が教育課程および学生支援に関する情報を十分に共有し、FDおよびSD（FSD）活動を通して高等教育機関として学生への教育を継続して行いかつ向上させていく。

学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受け入れの方針（AP）の3つの方針を定め、ホームページに掲載し、学校案内にその主旨を載せている。学位授与の方針（DP）については、年2回春学期・秋学期のオリエンテーションと各授業の開始時のみではなく、三仏忌（釈尊降誕会、成道会、涅槃会）等でも建学の精神とともに説明を行い、全学生への周知を図る。

教育課程・実施の方針（CP）については、学生には学位授与の方針とともに年2回春学期・秋学期のオリエンテーションで周知を図り、シラバスについても、事前・事後の学習時間を確保するため「授業外学修」の項目を設けることにより、学生へ主体的な学修を促す。

入学者受け入れの方針（AP）については、オープンキャンパスの他、公開講座や夏期講座等でも人々に広く知らせ、入学志望者が十分に理解できるように教務委員会・教職員連絡会議で検討し、担当者の説明用のマニュアルを作成する。また、入学式前の事前指導についても、それに代わる印刷物の発送等よい方法を検討して行う。

本学における学習成果査定の問題点は、本学のカリキュラム中に感性、精神、心、呼吸などを体得する科目があり、その測定をすることが難しいことが挙げられる。今後、測定の仕事みを構築することが課題である。

学生への卒業後のアンケートは、学習成果も含めて多角的な分析ができるような項目を設定することが必要である。卒業生の進路先へのアンケート、学習成果を含めた満足度アンケートを行い、さらに分析を行う。

教育資源の有効活用については、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師との研修会で、学習成果の獲得に向けて授業改善、成績評価基準、学習成果の可視化について討議する。また、図書館の利用を促進するためにも、学生の予習・復習の時間に配慮して授業科目と時間割の設定の改善を行いカリキュラム等の改正を行った。

学生の学習支援については、今後もさらに検討を重ねガイダンス等を実施し、学習意欲を喚起する学習指導を行う。また、寮生には、図書館の利用促進とともに、平日での学習時間帯を設ける。

本学の図書館の開館時間は、午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、夜間、土・日曜日の開館を検討する。

平成27年度秋学期からは、図書館ならびに禅文化教室棟には、エレベーターと障がい者用トイレを設置した。

学生の生活支援については、売店に代わる再度のパン・カップ麺・菓子等の自動販売機の設置もしくはそれに代わる業者による販売を模索する。

進路支援については、とくに僧侶を志望する学生へは、ゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けて、その作法等を、学生個人の実情に則して寮生活を通じ指導する。

◇基準Ⅱについての特記事項

（１）以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

本学は、建学の精神に基づき、また教育の一環として、行の実践および生活の学舎である学生寮（男子寮・女子寮）を学内に設置している。学生寮については、『学則』第52条に定め、「学生寮規則」「学生寮細則」によって体制を整備し、寮関係の事務職員（寮監・舎監・女子寮監）を配置して生活支援を行っている。男子寮は、原則として個室を認めず二人部屋としている。寮では、学生が和合と切磋琢磨の精神をもって学生生活を送れるよう計画し、部屋替え等も定期的を実施している。また「生活時間表」により学生が規則正しく共同生活を行い、僧侶になるための作法や共生の精神等を学んでいる。

（２）特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。 該当なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学の専任教員は、短期大学設置基準に定める必要人数を充足し、平均年齢のバランスは保たれている。教授会等の各種委員会を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論をしている。専任教員の採用・昇任に関しては、総合的に勘案して決定している。

専任教員は研究活動を進め、そのデータはホームページにおいて情報公開している。教員の研究室は整備され、年間研究費が支給されている。この他に各種委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、学習成果を向上させている。

しかし、近年は本学における年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増し、専任教員の研究・研修時間の確保が難しい。そのためか平成27～29年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進し、職員の増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により教員の負担を軽減し、教員の研究体制を充実することが課題である。

事務組織は、短大事務局の下に各部署が置かれ、業務分掌規程で責任体制を明確にしている。事務職員は適切な人員確保と配置を行い運営している。また事務に関する諸規程を整備し、必要な備品等を整備している。防災対策は防災計画に基づき、また岐阜県や美濃加茂市との災害協定を結び、教職員や学生には必要なAED等の講習を受講させている。

情報機器などのメンテナンスは、専門知識を有する教員が自発的に行っていた。そこで、メンテナンス業者を選定し現在ではこの課題は克服している。

教職員の就業諸規程について整備し、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

校地面積、校舎面積、運動場の面積等は適切な面積を有している。障がい者対応に関しては、平成27年度、図書館と禅文化教室棟（地域連携生涯学習施設）に、エレベーターの設置と障がい者用トイレを設置した。

図書館は一般の学外者にも開放し、蔵書数や座席数等も十分であるが、図書館は複本の整備が課題で、図書館耐震工事後に複本については閉架するなどして整備する。

授業を行うための講義室、演習室、実験・実習室、及び機器・備品を十分に整備しているが、老朽化した図書館、旧本館については耐震補強の必要性があり、平成26年度より調査を開始し、図書館は耐震補強工事を実施し平成27年9月に完成、旧本館は禅文化教室棟（地域連携生涯学習施設）として新築工事を実施し平成28年1月に完成し一層の充実を図った。

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を整備し管理している。火災・地震対策、防犯対策を施し、また学生の心身に関すること等に対応できるよう教職員研修をしている。各設備等は定期点検・整備を実施し、全教職員と全学生参加で防火・防災・避難訓練を実施し、全教職員と全学生に対してAEDの講習を実施している。セキュリティ対策を実施し、データ漏洩対策を実施している。節電と省エネ意識の向上を目指している。

本学の技術的資源の整備状況は概ね問題なく、ハードもソフトも常時適切な状態で、教職員には技術向上を図り授業を行うことを可能としている。しかし、教員間の情報技術の

レベルにより、機器の活用にかかなりの差があることが課題である。授業改善を目的に、学生が興味を持つような写真、動画やパワーポイント等を使った授業などができるように、平成 28 年度からシラバス作成時の教務委員会（非常勤講師との合同研修会 毎年 12 月開催）で研修会を開いている。

本学の財政状況は、資金収支及び消費収支は過去 3 年間均衡している。貸借対照表は、資産について過去 2 年間は増加し、平成 26 年度には除却資産の増加、未収入金の減少などで減少に転じたが、健全に推移している。借入金もなく安定した学校運営を行っている。教育研究経費は、帰属収入の 52.9%と高い水準を維持している。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は、学内の状況を勘案して順次更新している。定員充足率は毎年 100%前後を維持し適切な水準で、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

しかし、前述の図書館耐震補強工事や禅文化教室棟（地域連携生涯学習施設）新築工事等の施設整備、これらの事業に必要な財源を確保する必要がある。そのため、一層の財政健全化を図ることと、今まで以上の寄付金確保が課題で、平成 27 年度から 2 年間で 2 億円を目標として寄付金募集事業を開始した。今回は卒業生と宗門寺院からの寄付金募集を主として実施中で、開始から約 1 ヶ月で約 20,000 千円の寄付が集まり、目標額の 2 億円は難しくないと考える。

本学は臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、行学一体を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色であるが、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対しては敷居が高く、行（実践）が厳しいといった誤解があり、宗門人以外の一般人の入学が敬遠されている傾向がある。また少子化の進展に伴う 18 歳人口の減少に対応する必要がある。そこで、物的資源と人的資源を有効活用し、新たな短期大学の魅力を創出し、学生募集対策と広報活動の見直しをし、学生の満足度向上を目指して学内一丸で取り組む体制を構築していくことが課題で、前述の誤解の解消や中高年層にターゲットを当てた学生募集パンフレット作成等に取り組んでいる。

必要経費全体に占める人件費割合は低く、施設設備費割合は毎年バランスよく推移している。学内より理事や評議員が多く選任され、また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より常に報告され、常に危機意識を持ち、各自が経費節減に努めるなどして業務に当たっている。

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

【区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針について教員組織を整備している。】

■基準Ⅲ-A-1の自己点検・評価

（a）現状

本学は禅・人間学科の 1 学科で、収容定員 50 名の単科短期大学で、日本一小さい短期大学である。本学の専任教員は、平成 29 年 5 月 1 日、教授 3 人（学長を含む）、准教授 0 人、講師 4 人、助教 0 人合わせて 7 人、非常勤講師 12 人で、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。建学の精神「行学一体」に基づく有為の人材を養成することを目的とするための組織として申し分ない。平成 29 年 5 月 1 日現在、専任教員の平均年齢は 56.57 歳（教授 66.0 歳、講師 49.5 歳）、非常勤講師の平均年齢は 64.5 歳で構成上のバランスは

保たれている。

教員組織として、教授会（学長及び専任教員）、教務委員会（FD委員会、学長を除く専任教員と教務事務に係る職員）、学生委員会（学長を除く専任教員と学生事務に係る職員）、自己点検・評価委員会（全教職員）等を組織し、建学の精神の具現化のため、意見交換及び討論し議決している。

専任教員の採用に関して「正眼短期大学 教員任免規則」に基づいて、教育能力、研究能力、人格・見識、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、資質を確認している。非常勤講師についても同様である。

本学は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき『平成29年度正眼短期大学 学生便覧/シラバス』のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

専任教員の昇任に関しても、同規程に基づいて、研究業績・教育的能力・本学に対する貢献力等を総合的に勘案して、教授会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(b) 課題

このように、本学は教育課程編成・実施の方針に基づいた教員組織を整備しており、特に課題はない。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学は、禅・人間学科の1学科で、収容定員50人の単科短期大学である。教員数は設置基準を満たす7人で、顔の見える組織となっている。また委員会などの組織は以下のようなものがある。

○教授会（教授会規程）

学長及び専任の教員をもって構成し、学生の生活指導に関することや本学の教育および行事に関することを審議決定する。

○教務委員会（FD委員会、教務委員会規程）

学長を除く専任教員と教務事務に係る職員でもって構成し、授業に関する資質開発、教育課程の改善と編成等、本学の教育全般について意見交換及び討論を通じて、教員自らの資質開発を目指している。また教授会で審議する議案についての検討やFD・SD活動も行っている。

○学生委員会（学生委員会規程）

学長を除く専任教員と学生事務に係る職員でもって構成し、学生に対するサービスとして、学生の諸問題についての相談や、学生のクラブ活動や大学祭等の諸活動の運営について援助を行うこと等を審議する。またFD・SD活動も行っている。

○自己点検・評価委員会（自己点検・評価委員会規程、第三者評価準備委員会規程、外部評価規程、相互評価規程）

学長、副学長、学科長、図書館長、教務部長、学生部長、専任教員のうちから選出したもの若干人、法人本部事務局長、短大事務部長、学長が指名する教職員若干人でもって構成し、本学の教育・研究を自主的に改革し、その一層の充実と発展を図るた

め、全学的・総合的に自己点検および自己評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。また第三者評価準備委員会規程を設け、学長が委員長、ALOが副委員長を務め、この他に自己点検・評価委員会が委嘱する学内の若干人でもって構成し、第三者評価の実施準備を行う。

以上の委員会等により、建学の精神を実現するための組織として十分である。

本学の教員数については、後述の表の通り、全専任教員数は7人で設置基準イ・ロを合わせて7人で、設置基準は充足している。また専任教員の平均年齢は平成30年5月1日現在、56.57歳（教授66.0歳、講師49.5歳）で構成上のバランスは保たれている。

設置基準が定める教員数

平成30年5月1日現在

	正眼短期大学 禅・人間学科 専任教員数					設置基準で定める教員数			助手	非常勤講師	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	イ	ロ	ハ			
男	2	0	3	0	5	5	/	/	0	11	学長を含む
女	1	0	1	0	2				0	1	
(小計)	3	0	4	0	7				5	0	12
ロ	/	/	/	/	/	/	2	3	/	/	
合計	3	0	4	0	7	7		3	0	/	

イ 学科の種類に応じて定める教員数

ロ 入学定員に応じて定める教員数

ハ その内、教授数

本学の専任教員の職位、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等については、ホームページにおいて教育研究活動等の情報公開を行っている。

教育実績・研究業績の内、教育実績（持ちコマ数）については、学生数が少ないこともあり、他短期大学の教員よりも少ないといえる。また「建学の精神フィールドワーク」等、全教員で取り組む科目もあり（全教員で取り組む科目はカウントしていない）、本学の行学一体の行（実践）を重視する特殊性も関係している。また研究業績についても、教授・准教授・講師の資格を十分に充たしているという業績数ではないが、それぞれ研鑽に励んでいる。

平成 27～29 年度の専任教員の教育実績（持ちコマ数）

教員名	職名	学 位	備 考			
			H27	H28	H29	
山川宗玄	教授	理工学士	2	2	2	学長 臨済宗僧侶(師家)
今村敬子	教授	社会学修士	2	3	3	副学長 専務理事
鈴木重喜	教授	文学修士	3.5	3.5	3.5	学科長 教務部長
後藤安弘	准教授	教育学修士	2	4	—	H28年度 退職
村瀬正光	講師	文学修士	3	4	4	黄檗宗僧侶
宇佐美之規	講師	人間科学 修士	4	4	4	真宗（単立）僧侶
池田文明	講師	文学修士	4	4.5	4.5	臨済宗僧侶
フォルス アレ	講師	音楽修士	4	4	4	臨済宗僧侶

本学は、教育課程編成・実施の方針（C P）に基づき『平成 26 年度正眼短期大学 学生便覧/シラバス』のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

なお禅・人間学科という学科の特性として、仏教や禅宗の専門科目や禅文化教養科目については、その道を究めた大家である専門家（書道は書道家、茶道は茶道家、華道は華道家、陶芸は陶芸家、禅と武道はヨガ講師と太極拳師範、仏教関係科目はその科目に適した仏教の専門家など）を招致して開講せざるをえないので、必然的に非常勤教員を置かざるを得なく、非常勤が多いといった現状がある。禅・人間学科の特性を生かすため、非常勤講師についても十分吟味した適材適所を実践していることは、本学の特色でもある。

専任教員数と非常勤教員数

平成 29 年 5 月 1 日現在

	男	女	計	備 考
専任教員	5	2	7	学長（男）を含む
非常勤教員	11	1	12	

計	16	3	19	
---	----	---	----	--

非常勤教員の年齢・職位・性別・担当授業科目

平成 29 年 5 月 1 日現在

	氏名	年齢	職位	性別	担当授業科目	備考
1	横山紘一	77	非常勤	男	仏教学の基礎	本学副学長 法相宗僧侶
2	竹貫元勝	72	非常勤	男	禅宗史概論	花園大学名誉教授
3	横山三千穂	88	非常勤	男	漢文の基礎	元高校教員 元大学講師
4	松原一哲	52	非常勤	男	陶芸	陶芸家
5	加藤舞心	60	非常勤	男	書道	書道家 筆禅道教授
6	辻 栄治	65	非常勤	男	茶道	茶道裏千家教授 華道日本 生花司松月堂古流教授
7	野崎康弘	66	非常勤	男	健康科学	薬剤師 針灸師 他大学非常勤講師
8	酒向秀子	66	非常勤	女	禅と武道 (ヨガ)	ヨガ講師
9	水谷和郎	68	非常勤	男	禅と武道 (太極)	太極拳師範
10	水野和彦	40	非常勤	男	僧侶必携 禅宗経典	臨済宗僧侶
11	羽場 寛	68	非常勤	男	仏教ボランティア	本学職員 本学ボランティアセンターコーディネーター
12	青井有信	52	非常勤	男	坐禅	臨済宗僧侶

本学は、補助教員の規定を定めていないが、「坐禅」「作務」「仏教ボランティア」においては、授業担当教員以外の専任教員や非常勤教員が、補助として入っている。これは、本学の建学の精神を具現化した科目に対して、全学一致（学生と教職員が一致）して取り組む教育方針があるためであり、学生に対する教育上の効果もある。

本学の教員の採用・昇任は、「正眼短期大学 教員任免規則」「教員選考基準」等を整備し、その方針を明確にし、これらの規程に基づいて、具体的な手続きを適切に実施している。

教育職員の採用は、教務委員会で教育課程等を鑑みて教員採用の必要性を審議し、教授会の議を経て公募を開始する。候補者は教授会での資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が採否を決定し、辞令を交付する。なお教授会が行う教員の資格審査は、短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に掲げられる基準に準ずる者である。非常勤講師についても同様で、また本学独自の「非常勤講師選考基準」に基づいている。

教育職員就任後、教授、准教授、講師、助教、助手等の資格昇任についても、教授会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。昇任の判断基準は、研究業績・教育的能力・本学に対する貢献力である。教育的能力とは学生に対する教育実践の能力で、本学に対する貢献力とは事務組織及び教員組織が協調して学習支援体制を構築し協力する貢献力である。

【区分 基準Ⅲ－A－2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

■基準Ⅲ－A－2の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究も行われ、論文発表や学会活動等の研究活動を進めている。研究成果は、教員個々の所属学会や『正眼短期大学研究紀要』（年1回発行）で公表している。専任教員データは、本学ホームページにおいて情報公開し、教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示している。

専任教員には、個室の研究室を整備し、研究室には事務机、椅子、書架が配置され、また年間の研究費については、教授・准教授・講師とも10万円の研究費が支給される。

この他に本学では、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、全学で知識や問題意識の共有化、担当教員と教務部・学生部・図書館が連携を図り、学習成果を向上させるために連携している。

課題として、経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況や、専任教員が授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいは、その他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。それに反映して平成27～29年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得がなく、それ以前にも獲得はない。この状況の改善は、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携の促進により若干の改善があったが、依然として克服できていない。その理由は、平成26年度から図書館の耐震改修工事や禅文化教室棟（地域連携生涯学習施設）の新築工事事業、また第三者評価関連の業務量が増えたことによる。職員の増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により教員の負担を軽減し、研究体制が充実できるよう対策を講じるべきであるが、経費削減とも相まって実現に至っていない。平成28年度から工事関係の業務量の減少が行われているので、今後、自然に改善されると考えている。

(b) 課題

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。これに反映して過去数年にわたって、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員を増員することにより、研究体制を充実させていくことが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研究会参加等）は、本学の教育課程編成・実施の方針（CP）の担当授業科目に基づき、また各自の研究領域や研究領域以外の課外活動に関する研究も行われている。

平成 27～29 年度の専任教員の研究実績

教員名	職名	研究業績					国際的 活動の 有無	社会的 活動の 有無	備 考 (その他)
		著作数	論文数	学会等 発表数	展覧・演 奏・講演 会等	その他			
山川宗玄	教授	2	0	0	52	0	有	有	
今村敬子	教授	0	0	0	0	3	無	有	看護学校非常勤講師 市総合戦略推進 委員
鈴木重喜	教授	2	1	4	6	3	無	有	大学非常勤講師 県史 特別調査委員 市文化 財審議会委員 市個人 情報審議会会長
後藤安弘	准教授	0	0	0	6	3	無	有	カルチャーセン ター講師
村瀬正光	講師	0	0	0	9	3	有	有	カルチャーセン ター講師
宇佐美之規	講師	0	2	0	2	0	有	有	
池田文明	講師	1	1	0	0	1	無	有	
フォルス アケ	講師	0	0	0	0	0	有	有	

専任教員各自の研究活動の状況（研究成果）については、教員各自の所属学会や『正眼

短期大学研究紀要』(年1回発行)、本学ホームページにおいて教育研究活動等の情報を公開し、教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を示している。

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得について、平成27～29年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得はない。望ましい状態ではないので、まずは科学研究費補助金の申請をすることが望まれる。そのためには、専任教員の学務事務を軽減し、研究時間の確保が重要である。

専任教員の研究活動を確保するための規程については、正眼短期大学「教員個人研究費規程」に定められて整備されている。なお、専任教員の年間の研究費については、教授・准教授・講師ともに10万円の研究費が支給される。この研究費については、研究機器備品、旅費、図書費、学会費、その他の研究費と科目が分けられているが、特に規制はない。

専任教員の研究成果を発表する機会については、『正眼短期大学研究紀要』を毎年度末に1回発行し、専任教員の研究成果の発表機会を確保している。なお紀要の投稿資格は、客員教授・特任教授・非常勤講師にもある。紀要に関しては、「紀要編纂委員会規程」を定め、編集は本学専任教員が担当している。

専任教員が研究を行う研究室等については、全ての専任教員に1人当たり11.4㎡の研究室(個室)を整備しており、研究を行うのに十分なスペースを有し、各研究室には事務机、椅子、書架が配置されている。なお共同研究室、研修室、実験室はない。

専任教員の研究、研修等を行う時間については、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「就業規則」において自宅研修日を毎週1日保証している。しかし、研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。また夏季や春季休暇も従前に比較して短縮傾向にあり、各専任教員の研究活動時間に影響を与えていることは否めない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員の増員等、一層の努力が求められる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などについては、学校法人正眼短期大学「海外出張に関する規程」並びに「海外研修に関する規程」に基づき、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などに関して整備されている。また、国内留学に関しては別途「国内研修に関する規程」が整備されている。

本学では、FD活動に関する規程を整備し、教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動している。

本学ではFD活動として、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、以下の活動を行っている。

- ① 「授業評価アンケート」を全科目について個別に定期試験終了時に実施し、その結果を教務部で集計し、教務委員会で分析し、当該教員にフィードバックしている。
- ② 専任教員と非常勤講師との研修会(教務委員会)を教務部主催で年5回(4月、7月、9月、12月、2月)開催し、本年度の本学の方針、学生の現状、教授法、授業評価方法、シラバスの記載方法等についての意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。
- ③ 教職員連絡会議を毎週水曜日開催し、FSDを合同に行い、討議や意見交換を行い、

全学で知識や問題意識の共有化を図っている。

本学では、教職員連絡会議を毎週水曜日開催、教授会は月2回、教務委員会や学生委員会は毎月開催し、小規模校の良さを最大限に生かし関係各部署と連携している。それゆえに学生の出席状況や問題のある学生へも早く対応でき、担当教員と教務部・学生部が連携して学生への支援が図られている。また教員と図書館との連携には、授業で役立つ書籍類に関する連携、パソコン活用に関する連携などが挙げられる。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。】

(a) 現状

事務組織は理事長直轄組織として内部監査室を置いている。法人事務局と短期大学には、事務部、総務部、教務部、学生部、図書館、ボランティアセンターを置き、適切に運営している。責任体制は、「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確化しており、専任事務職員は3人と少ないにもかかわらず、各種研修会に参加し、各々にて研鑽を積み事務を掌る専門的な職能を有している。

事務に関する規程は、業務分掌規程、経理規定、固定資産及び物品管理規定、文書保存規定、公印取扱規程、学生個人情報保護規則、情報公開規程が整備されており、各規程に従い適切に事務処理を行なっている。

各教職員には1人1台のパソコンを整備しているほか、インターネット専用パソコン1台、他に経理システムや教務システムを導入しており、事務処理体制は整備されている。佛心棟にあるコピー室には印刷機、大型プリンター、調合機、紙折機が設置されている。学内LANを利用し各パソコンより印刷が出来るように備品等を適切に整備している。

夜間のセキュリティ対策として、警備会社による事務室・教務室の管理を実施し、不審者の侵入を防止している。教職員であっても許可なく時間外の入室は出来ない。

防災対策については、防災計画に基づき、春学期1回と秋学期1回の年2回の避難訓練と消火訓練を全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。地域との災害協定を結び、教職員には防災管理者の講習を受講させている。

情報セキュリティ対策や情報機器などのメンテナンスに関しては専門業者に委託し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）2階にあるサーバー室にて一括管理し自動的にバックアップが行なわれるように設定されている。随時ウイルス対策やパソコンに関する情報提供をうけている。また、今年度はサーバー用ウイルスセキュリティ機器を新たに導入した。セキュリティ上、サーバー室は常に施錠されている。

光回線開通により速度に見合ったルーターを整備した。

SD活動に関する規定は整備されている。全教職員が参加する教職員会議を毎週水曜日にFD・SDを区別することなく実施され業務の懸案事項、連絡調整事項の討議や意見交換を行い、知識や問題意識の共有化を図り、日常的業務の見直しや事務処理の改善に努力している。教職員連絡会議により教員と職員との連携を密にし、社会人学生や寮生等の状況を教職員全体で把握しており、少人数ならではの特性を生かし学習成果を向上させることの出来る事務組織を整備している。

また、各専門分野による外部講習会にも積極的に参加し、自己研鑽に努めている。

(b) 課題

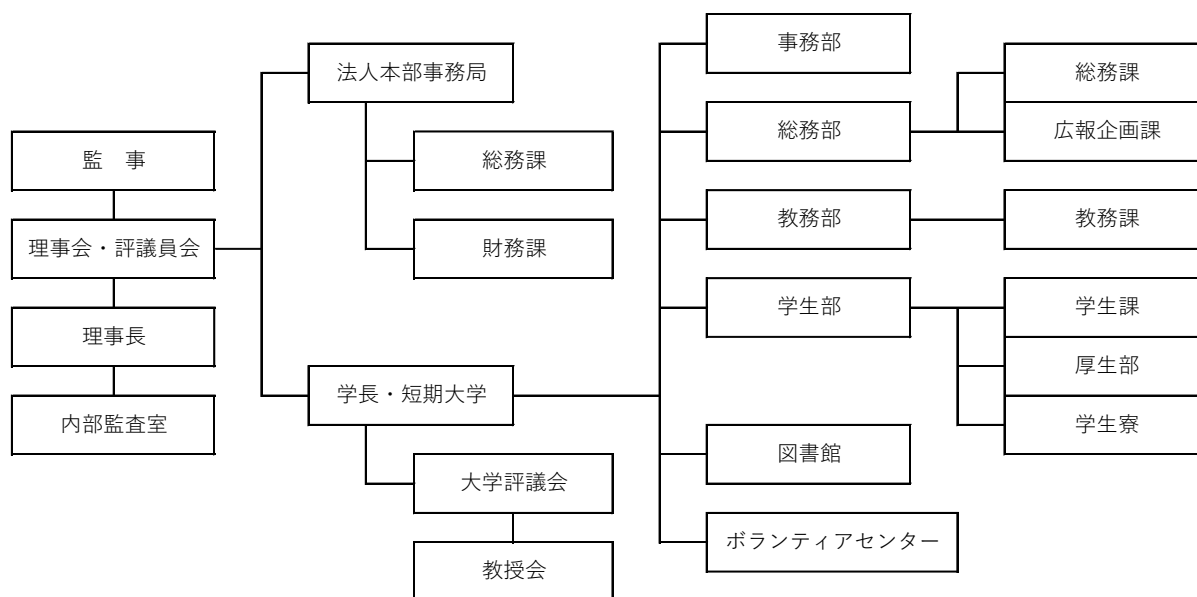
教職員数が少ないために繁忙期には一人に係る負担が多くなるが、現在の本学の状況では人員増加は難しいので、外部委託が出来るかが課題である。

また、本学は全寮生を基本に建学の精神である「行学一体」の教育を行っているために24時間体制で寮生の援助に当たる必要がある。それ故、寮職員の負担は計り知れないが、専門知識がないと対応できないため、やむを得ず負担を強いている状況にある。如何に負担軽減を行うかが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

正眼短期大学組織図

平成29年5月1日現在



事務組織は短大事務部の下に、総務部、教務部、学生部、図書館、ボランティアセンターを置き、運営している。責任体制は、事務局長の下、各部課長の責任を「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」で明確にしている。特に、総務部、教務部、学生部、については、教員を部長とし、教授会と事務組織との連携を図っている。

事務に関する規程は、事務を司るものだけでなく、業務に関するものも含めて次の通り規程として整備しており、適切に事務処理を行っている。

- 学校法人正眼短期大学 寄附行為
- 学校法人正眼短期大学 監事監査規則
- 学校法人正眼短期大学 内部監査規則
- 学校法人正眼短期大学 業務分掌規程

学校法人正眼短期大学 経理規程
 学校法人正眼短期大学 固定資産及び物品管理規程
 学校法人正眼短期大学 文書保存規程
 学校法人正眼短期大学 公印取扱規程
 学校法人正眼短期大学 学生個人情報保護規則
 学校法人正眼短期大学 就業規則
 給与規程 退職金支給規程 旅費規程 育児休業、育児のための深夜業の制限、
 及び育児短時間勤務に関する規程 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程
 寄宿規程 特殊勤務者服務規程 宿日直規程 再雇用規程
 全学ホームページ委員会規程、ホームページの作成・管理に関する内規
 ハラスメント防止委員会規程
 正眼短期大学 防災計画
 学生相談に関する危機管理マニュアル

事務所等に配置しているパソコン等の事務機器は次の表の通りで、文書処理、情報処理に必要なネットワークが構築されて、各個人にはパソコンが与えられている。

事務所（各事務部門が使用）

平成 30 年 3 月 31 日現在

事務機器名	台数	備考
パソコン	14 台	成績管理システム 2 台・会計システム 1 台 ノートパソコン 2 台・事務用 4 台 各研究室 5 台
ハードディスク	4 台	データ保管用
カラーレーザープリンター	1 台	A 3 対応（ネットワーク接続）
モノクロレーザープリンター	1 台	A 3 対応
インクジェットプリンター	5 台	A 2 対応 1 台（ネットワーク接続） A 3 対応 2 台（ネットワーク接続） A 4 対応 1 台（ネットワーク接続、スキャナ付）
カラーコピー機（複合機）	1 台	A 3 対応（ネットワーク接続）
モノクロコピー機	1 台	A 3 対応
カラー印刷機（複合機）	1 台	A 3 対応（ネットワーク接続）

サーバー室

サーバー	1 台	データ共有用（ネットワーク接続）
------	-----	------------------

図書館

事務機器名	台数	備考
パソコン	8 台	図書館システム用 1 台・学生用 7 台
プリンター	2 台	A4 対応
カラーコピー機	1 台	A 3 対応、

この他に、電話、FAX、机、椅子、書庫、文房具など事務処理に必要なものが整備され、消耗品等は、必要に応じて物品購入許可願での購入ができ、事務部署に必要な情報機器、備品等を適切に整備している。

防災対策については、本学には防災計画があり、地震等の自然災害の危機に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制及び対処方法を詳細に定めたものである。特に本学には学生寮があり、約 5 割が寮生である。学生、教職員及び地元伊深町の住民等の安全確保、水等のライフラインの確保（井戸水と自家発電機）、食料等の災害備蓄品、救出作業工具等を定め保管している。本学のある岐阜県美濃加茂市は東海・東南海地震の発生による被災想定地域であり、岐阜県とは災害協定を結び、グラウンドは緊急時にヘリポートとなるなど協定が交わされている。このほか、美濃加茂市とも災害協定を結び、伊深小学校、母体である宗教法人正眼寺との連携等について、教職員は本学が実施する防災研修で熟知している。

火災に対しては、消防法に定められた消化器等の定期点検を実施し、避難訓練と消火訓練については消防署指導の下、毎年 5 月と 10 月の 2 回、全学生と教職員参加で実施し、災害時における避難指示や避難場所の確認をしている。

防火及び震災対策のため、火災による人的、物的被害を軽減することを目的として、毎年最低 1 人、教職員には防火管理者の講習を受講させ、防火管理についての意識付けを行っている。

救急救命活動に有効とされる AED（自動体外式除細動器）を学内に設置し、教職員は使用方法についての講習を受けている。

情報セキュリティ対策については、「学生個人情報保護規則」等に基づき、それぞれの情報（成績管理、会計管理等）について管理者を定め、外部への持ち出しを禁じるなど厳格に各部署で運用されている。またネットワークについては、各パソコンをサーバーによる一元管理を行い、セキュリティソフト等を用いて外部からの侵入を防ぐなど適切に管理されている。

また夜間は、事務所（教務部・学生部・総務部）を民間の警備会社による室内管理を実施し、不審者の侵入を防止している。

SD活動については、規程を整備し事務職員の資質、専門能力の向上のために、毎週水曜日の教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識の共有化を図っている。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、教職員連絡会議でその都度ごとに対応している。勤務時間内での業務処理を目指し、業務に対する責任感とスキルアップのため、業務の簡素化に取り組み、各自で職務管理に努めている。また、各部署がそれぞれの業務内容を精査し、適切な組織構成および人員管理に向けて定期的に分析している。

専任事務職員を教務部・学生部・図書館に配置し、学生の学習成果向上を図るため関係部署や教員と連携している。また、小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、職員と教員との連携がスムーズで、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

[区分 基準Ⅲ－A－4 人事管理が適切に行われている。]

■基準Ⅲ－A－4の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関する諸規程について整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行い、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、教職員に対して説明し周知を図っている。なおこの諸規程集は、個人情報（災害時等のための緊急連絡網等）が記載されているため、年度終了時には全教職員から回収し裁断破棄している。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

(b) 課題

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。その解消のため、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進していく。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

教職員の就業に関する諸規程については、下記の一覧の通り整備し、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見直しや諸規程の追加制定及び改定を行っている。

教職員の就業に関する諸規程一覧

学校法人正眼短期大学 就業規則

給与規程 退職金支給規程 旅費規程 育児休業、育児のための深夜業の制限、及び育児短時間勤務に関する規程 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 寄宿規程 特殊勤務者服務規程 宿日直規程 再雇用規程

教職員の就業に関する諸規程の周知は、『学校法人正眼短期大学諸規程集』を毎年配布し、規程が改正された場合は、その都度ごとに教職員会や教授会等で説明し周知を図っている。

なおこの諸規程集は、個人情報（災害時等のための緊急連絡網等）が記載されているため、管理を厳重にさせ持ち出し等を禁止している。また年度終了時には全教職員から回収し裁断破棄している。教職員の就業については、関係諸規程に則って適正に管理を行っている。

■テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源の改善計画

経費削減による内部での業務処理の増大化、年間行事の増加、学生活動の活発化に伴って、教職員の業務量が増してきている状況は否めない。特に専任教員のなかで各部長は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務に当てざるを得ない状況も少なくない。

平成 26～28 年度においては、専任教員による科学研究費補助金の獲得がなく、それ以前にも獲得はない。この課題についても同様で、研究・研修時間の少なさから起こる状況であると認識している。

この専任教員の十分な研究活動時間の確保のための対策として、学務分掌・業務内容の見直しや効率化、部門間の連携を促進したが、依然として改善に至っていない。根本的解決策として、職員の増員（アルバイト等の非正規職員の増員、または専任事務職員の増員）により教員の負担を軽減し、研究体制が充実できるようにする。

なお、平成 26 年度から図書館の耐震改修工事業や旧本館を取り壊し禅文化教室棟新築事業、また第三者評価に係る教員の仕事量は更に増えている現状については、今後も改善に努める。

【テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源】

【区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。】

■基準Ⅲ－B－1 の自己点検・評価

（a）現状

平成 29 年 5 月 1 日現在、本学の校地面積は 144,633.00 m²、校舎面積は 3,941.62 m²、運動場の面積は 8,463 m²で、短期大学設置基準の規定を充足している。

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパス立地であり、佛心棟 1 階から男子寮 3 階までの高低差は大きく、バリアフリーの観点からはほど遠く、障がい者の受け入れのための施設の整備は必ずしも充分ではなかったが、平成 27 年 9 月に完成した図書館および平成 28 年 3 月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベーター・多目的用トイレ（障がい者用トイレ）、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置したことで、すべての建物がスロープを利用して移動できるようになっている。

講義室、演習室、実験・実習室に関して、機器・備品の整備については、禅・人間学科の教育課程編成・実施のカリキュラムを運用するうえで、十分に整備できている。

図書館は 468.64 m²、図書館の蔵書数は平成 29 年 3 月現在 27,739 冊（うち洋書 116 冊）、学術雑誌 10 数種、視聴覚資料数は 495 点、また座席数は閲覧席、雑誌コーナー、学習席あ

わせて22席、テラス席14席である。また、図書館にはインターネット接続のパソコン7台を設置している。本学の収容定員50名からすれば十分で、本学の学生、教職員のほか、科目等履修生、聴講生、一般の学外者にも開放している。平成27年度には、図書館改修工事後に蔵書管理検索システムの導入を行ったことにより複本の選別が可能となり、複本を閉架図書として整備した。

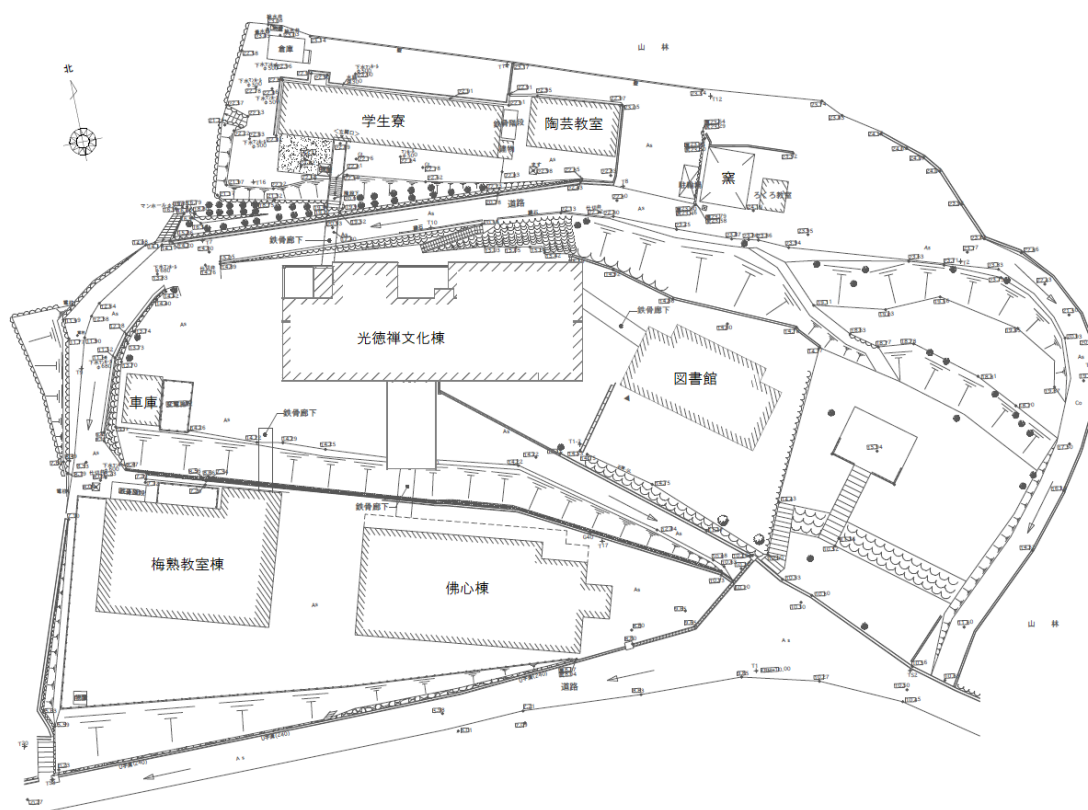
旧禅堂として利用していた体育館は354.32㎡で適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

(b) 課題

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスであるにもかかわらず、障がい者だけでなく近年増えつつある高齢の入学者にも十分に適応した施設設備とは必ずしも言えない。光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）の新築にともない男子寮からの導線を設け、光徳禅文化棟2階を通り教室へ移動できるようにし、2階から1階へはエレベーターが利用できるように改善しており、従来に比べて建物間の移動がスムーズにできるようになっている。しかし、構内全体での施設設備ははまだ完全とは言いがたい。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

正眼短期大学平面図



校地の面積 (㎡)

	所在地	現有面積 (㎡)
校舎敷地	岐阜県美濃加茂市伊深町 876-10	7,125
運動場		8,463
その他校地		126,790
寄宿舍敷地		2,255
計		144,633

校舎の面積 (㎡)

平成 29 年 5 月 1 日現在

校舎名称	延床面積 (㎡)	主要用途
光徳禅文化棟	939.52	禅文化教室、茶道室、禅堂、道場、保健室他
梅熟教室棟	1,324.38	教室、体育館
佛心棟	1,098.85	事務室、会議室、研究室、講堂
逸外記念図書館	468.64	閲覧室、開架書庫、閉架書庫、ラーニングcommons
その他校舎	110.23	陶芸教室
計	3,941.62	

基準面積と現有面積（基準面積に算入できる）の比較表 (㎡)

学科	収容定員	校舎 (㎡)			校地 (㎡)		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
禅・人間学科	50人	1,600.00	3,941.62	2,341.62	500.00	14,4633.00	14,4133.00

校地面積は 14,4633.00 ㎡、校舎面積は 3,410.87 ㎡で、いずれも短期大学設置基準を大幅に上回り充足している。

運動場の面積は 8,463 ㎡で、本学の収容定員 50 名からすれば十分な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

校地等 (㎡)

校地等	区分	面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	学生一人当たりの面積 (㎡)	備考
	校舎敷地	7,125.00	500	311.76	
	運動場用地	8,463.00			
	小計	15,588.00			
その他	129,045.00			寄宿舍	

					山林（自然公園）
	計	144,633.00			

専任教員研究室 6室

校舎の面積は3,941.62㎡で、短期大学設置基準の規定を充足している。

平成27年9月に完成した図書館および平成28年3月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベーター・障がい者用トイレ（多目的トイレ）、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置している。

講義室、演習室、実験・実習室に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、次表のとおり十分に整備している。また授業の特性上、「作務」「仏教ボランティア」「建学の精神フィールドワーク」等の授業は、屋外で実施する場合もある。

教室等（室） 平成29年5月1日現在

講義室	実験実習室	ラーニングcommons
4	8	1

講義室:201、202、203と204、禅文化教室（実習室兼用）

実験実習室:茶道教室、陶芸教室、彫仏教室、禅文化教室、誠心道場、茶道大教室（食堂）
精進料理教室、禅堂

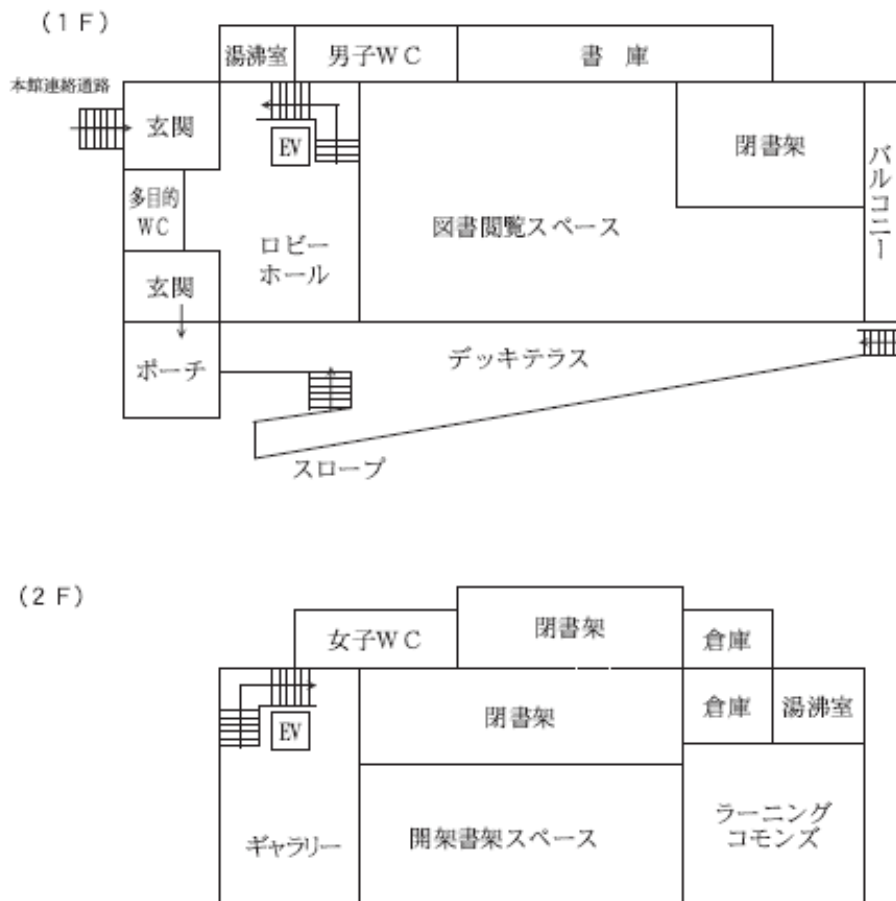
授業を行うための機器・備品の整備に関しては、203講義室には、放送マイク、ビデオ、BD、DVD、プロジェクター、ノートパソコン等を備えている。他の教室では、備付スクリーンがあるので、移動式のプロジェクターとノートパソコンで使用できるようになっている。この他に、貸出用ビデオカメラ、デジタルカメラ等が使用できるようになっている。実験実習室には茶道教室2室、陶芸教室1室、彫仏教室1室、禅文化教室（書道・華道）1室、誠心道場（全面畳の教室 ヨガ・太極拳等）1室があり、それぞれ用途に合わせた機器・備品（茶道教室では電気炉。陶芸教室では電気ろくろ・電気窯。彫仏教室では専用作業台等）を備えている。この他に陶芸作品用の薪による穴窯も整備している。また、図書館には、学生用パソコン7台、プリンター1台を設置している。

図書館施設の規模 逸外記念図書館（2階建て） 昭和55年11月27日竣工、平成27年9月改修

図書館	延床面積（㎡）	閲覧席数（席）	収容可能冊数（冊）
	468.64	22	30,000

図書館施設の規模と図書館組織について

図書館（逸外記念館 H27年10月耐震改修竣工）



図書館は 468.64 m²で、適切な面積を有し、本学の学生、教職員のほか、一般の学外者にも開放している。

図書館の蔵書数は平成 29 年 3 月末現在 27,739 冊、学術雑誌数は十数タイトル、視聴覚資料数は 495 点、また座席数は 18 席で本学の収容定員 50 人からすれば十分である。購入図書選定システムや廃棄システムは、全て図書館運営委員会で検討し実施している。参考図書、関連図書についても同様に整備している。平成 27 年度には、図書館改修工事後に蔵書管理検索システムの導入を行った。これにより複本の選別が可能となり、複本を閉架図書として整備した。

体育館は 354.32 m²で、本学の収容定員 50 人からすれば適切な面積を有し、授業や課外活動（クラブ活動等）で有効に活用されている。

【区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

■基準Ⅲ－B－2の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「学校法人正眼短期大学 経理規程」「固定資産及び物品管理規程」を整備し学内の管理をしている。また平成 24 年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、管理に役立てている。

火災・地震対策では、「正眼短期大学防災計画」を定め、地震対策で耐震診断を実施し、男子寮は耐震補強工事を実施した。また図書館は平成 27 年 9 月に耐震改修工事を完了し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築工事は平成 28 年 3 月に完成し、地震対策を実施している。また災害時には、防災井戸と自家発電装置で飲料水を確保し、地域の避難所として活用する。

防犯対策では、警備会社による管理や静脈認証システムを実施し安全を確保している。また「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、教職員研修をしている。

点検・訓練では、各専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務部で点検・整備を実施している。毎年 2 回の防火・防災・避難訓練で、消火器等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。この他に教職員用 A E D の講習（実物は佛心棟玄関に常備）を実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、規則で規制を設けている。学内の各パソコンにはセキュリティ対策用ソフトで常時管理下にあり、またサーバーでデータ管理を実施している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮は、冷暖房の温度設定等節電に努め、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置で電気使用量の抑制を目指している。

(b) 課題

障がい者に対する施設整備に関しては、平成 27 年 9 月に図書館の耐震改修工事が完成し、旧本館については、平成 28 年 3 月光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）として落成した。それらの建物には、障がい者用トイレ（多目的トイレ）、出入り口の階段横に段差のないスロープを設置したが、それでも障がい者への対応は遅れており、学内全体のバリアフリー化が課題である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

財務諸規程、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等に関しては、「学校法人正眼短期大学 経理規程」「固定資産及び物品管理規程」を整備している。

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）の維持管理については、「固定資産及び物品管理規程」等で管理している。施設設備は事務局が管理し、衛生管理で校舎等の清掃は、本学の教育の一環として教職員と在寮する学生が毎朝掃除を実施している。施設設備で不具合があれば修繕依頼書で申請し、業者に依頼している。物品の維持管理は、短大事務局で管理している。また平成 24 年度より固定資産管理システムのソフトを導入し、管理に役立てている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、火災・地震対策を「正眼短期大学防災計画」で規定し、地震対策として耐震診断を実施し、男子寮（松隠寮）は耐震補強工事を実施した。また図書館は耐震改修工事を平成 27 年 9 月に完了し、光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）新築工事は平成 28 年 3 月に完成し、地震対策をしている。また災害時の地域の避難所対策として、平成 25 年度には文部科学省の「防災機能等強化緊急特別推進事業」として飲料水の確保を目的とした防災井戸等設置工事（井戸掘削工事と必要最低限の自家発電装置の設置）を実施した。防犯対策には特別な規程が整備されていないが、事務局では警備会社（セコム）による監視システムにより安全を確保している。また本学では、「学生相談に関する危機管理マニュアル」を整備し、学生の心身に関すること、DV、ストーカー、自殺、犯罪等に対応できるよう、教職員研修を実施している。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練に関しては、消防設備、電気・ガス設備等は、専門業者による定期点検・整備を実施し、防災庫の非常用品は事務局で点検・整備を実施している。防災訓練は毎年 2 回（学期の開始時）、消防署の指導の下、学生部（現学生部長は市民消防隊員）と防火管理者が主体となり、全教職員と全学生参加による防火・防災・避難訓練で、消火器等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施している。この他に、毎年教職員の内から 1 人は防火管理者の研修を受講させ、防火管理者を増やし教職員の意識向上を目指し、また教職員は A E D の講習を実施し、緊急時に対応できるよう対策をしている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策に関しては、「学生個人情報保護規則」で利用制限・閲覧・持ち出し等の規制を設けている。学内の各パソコンにはセキュリティ対策用ソフトをインストールし常時管理下にあり、またサーバーにて事務局を始めとする各部署のデータ管理を実施し、データ漏洩対策を実施している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮に関しては、冷暖房の温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃）等節電に努めている。教職員には F S D を通じて協力を依頼しており、学生には学内における掲示にて周知し、省エネ意識の向上を目指している。この他に、デマンド監視装置（契約以上の電気使用量に達したときにブザーが鳴る装置）を導入し、電気使用量の抑制を目指している。

■テーマ 基準Ⅲ-B 物質資源の改善計画

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスで、佛心棟 1 階から男子寮 3 階までの高低差は大きく、車椅子での移動などは、バリアフリーの観点から見れば、障がい者および高齢者に対応する整備は課題が多く残されている。今後も引き続き寄付金事業の充実や補助金獲得を計画し、障害者や高齢者が学生生活を送りやすい環境整備を行うことで改善に向けて努力する。

テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■基準Ⅲ－C－1の自己点検・評価

(a) 現状

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室を整備している。梅熟教室棟 203・204 教室と図書館 2 階のラーニングコモンズには 150 インチのスクリーンとプロジェクターが設備してある。その他に移動式プロジェクター 1 台があるために卒業論文発表や演習教室にて使用できるよう設備してある。

また、図書館 1 階・2 階にパソコン 7 台とプリンター 1 台を設備してあるので学生が自由に卒論作成等の利用を可能としている。

専門的な支援は、学生食堂においても見られる。本学の建学の精神である「行学一体」を具現化するために、食事は専門道場での作法を取り入れている。そこでは、特別教室（以下、食堂〈じきどう〉という）において、朝食を粥座（しゆくざ）、昼食を齋座（さいざ）、夕食を薬石（やくせき）と称し、専門道場に近い作法を習得出来るようにしている。

本学の特色である坐禅を行う禅堂・精進料理教室・礼法室・誠心道場・茶道室・陶芸用穴窯の特別教室がある。

学内パソコンの一括管理として光徳禅文化棟のサーバー室に設置されているサーバーにおいてウイルス対策のセキュリティを強化してある。光回線の導入にともない、さらなる強化対策として新規ウイルスセキュリティ機器の導入を行った。光回線の導入により接続状況が劇的に改善された。学内管理者不在の場合にも対応できるよう外部に委託し、計画的に維持管理を行い適切な状態を保持している。

成績管理に於いては平成 28 年度に導入をした教務システムにて管理を行い、学生支援に努めている。

また、外部への個人情報流出を防ぐために、教務等の事務システムは学内ネットワークに接続せず、独自の LAN を構築している。学内 LAN に関しては、学生が使用するパソコンはすべてネットワークに接続され、また学内の無線 LAN (Wi-Fi) も整備し、個人のノートパソコンやタブレット端末の使用などの利便性を図り整備されている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは実施していないが、教職員による指導にて対応している。教職員にて対応が困難な場合は外部委託先に連絡し対応を行っている。

(b) 課題

長年の課題であった光回線が開通され、接続状況の改善が行われた状況にあり、学内 IT 化を図り学生に情報提供を速やかに行い、授業などにも使用出来るようタブレット端末の導入を検討しているが、シニア学生の増加による苦手意識に対する端末操作の指導などが課題である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

本学では、教育課程編成・実施の方針 (CP) に基づいて、技術サービス、専門的な支

援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、特別に実施していないが、高齢学生の増加により初心者向けの指導などは教職員にて行なっている。その為に教職員は日々の操作による学習や知識のある教職員による指導などで、個々の能力向上を目指し技術や知識の拡充を図っている。

技術的資源と設備の維持整備は、学内パソコンの一括管理として光徳禅文化棟のサーバ一室に設置されているサーバーに於いてウイルス対策のセキュリティを強化してある。学内管理者不在の場合にも対応できるよう外部に委託し、計画的に維持管理を行い適切な状態を保持している。学生が使用する情報機器は、平成 27 年度に導入をしたパソコン（OS:ウィンドウズ 8.1）を図書館の 1 階・2 階に 7 台とプリンター 1 台を設備してあるので学生が自由に卒論作成等の利用を可能としている。また、2 階のラーニングコモンズと梅熟教室棟 203・204 教室には 150 インチのスクリーンとプロジェクターが設備してある。その他に移動式プロジェクター 1 台が有るために場所を選ばず卒業論文発表が出来、授業に於いてはプロジェクター専用のパソコンを活用し各教員が利用出来るように設備してある。

社会で要請される情報技術にこたえられるよう、ハードウェアも無駄がないよう、見直しと活用をしている。教職員間では学内ネットワークを介して情報の共有化を図っている。教務等の事務システムは学内ネットワークに接続せず、独自の LAN を構築している。また大判印刷ができる機器なども整備されている。学内 LAN に関しては、学生が使用するパソコンはすべてネットワークに接続され、また学内の無線 LAN (Wi-Fi) も整備し、個人のノートパソコンやタブレット端末の使用などの利便性を図り整備されている。

本学は臨済宗妙心寺派の正眼寺を母体とするため、特殊なカリキュラムを行なう特別教室を整備している。専門道場に倣った食堂（じきどう）、坐禅実践の道場である禅堂、精進料理法を学ぶ調理室、裏千家監修の茶道室「関庵」、ヨガ・太極拳を学ぶ誠心道場等の特別教室がある。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

光回線が整備され学内パソコンの設置も終え環境が整いつつある中、携わる教職員へのよりレベルアップした知識習得のための教育環境を整える必要がある。

また、多様化したカリキュラムにより学生へのコンピューター学習を行える時間の確保が難しいが、卒業論文制作など、IT化に対応できる人材育成が必要である。

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。】

■基準Ⅲ-D-1の自己点検・評価

(a) 現状

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の本学の資金収支及び事業活動収支は平成 27 年度・平成 28 年度と収入超過となっていたが、平成 29 年度は寄付金収入が減少したために支出超過となった。平成 27 年度は創立 60 周年記念事業として幅広く寄付金を募集した結果、259 百万という寄付が集まった。平成 28 年度も前年度の継続により 43 百万と寄付金

収入が多くなったが、平成 29 年度は 15 百万と減少し支出超過に繋がった。

貸借対照表については 直近 3 年の資産総額は年々減っている。平成 27 年度に建物を新築し原価償却額が増えたことが影響している。しかし、負債も減少している。

平成 27 年度の純資産構成比率は 80.4%、平成 28 年度は 86.4%、平成 29 年度は 86.8%であり、過去 3 年間健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、安定した学校運営を行うなどして、十分把握している。

短期大学の存続を可能とする財政は経常収支差額が残念ながら、平成 29 年度はマイナスになっている。建物等の減価償却が始まった為の原価償却額の増加によるマイナス計上となった。平成 28 年度は寄付金の増加によりプラス計上となっている。

財政は厳しい状況となっているが、本学の強みである寄付金募集の強化に努め、定員の確保を行えば十分に存続は可能である。

退職給与引当金については、期末要支給額の 100%を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額繰入れ調整額を加減した額を毎年度計上している。

資産運用規定に関しては整備されていないが、信用取引、貸借取引及び先物取引も行っていない。但し、本学第 3 代 谷耕月学長が設立した「アボットタニ・ファウンデーション」からの寄付金が平成 20 年度より毎年あり、現在十六銀行ドル建預金がある。

これは資産運用を目的としたものではないが、ドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けて理事長・専務理事・監事・事務局長の 6 人が、為替レートの情勢を判断して日本円に換金する。

教育研究経費は表 I の通り経常収入の 70.5%と 20%を超えているが、経常収入の中の寄付金収入と補助金収入の減少により高い比率となった。

表 I 教育研究経費比率 (単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育研究経費	63,271	61,869	61,237
経常収入	103,492	131,578	86,806
比率	61.1%	47.0%	70.5%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての配分は平成 27 年・平成 28 年と施設設備を行ったことから、平成 29 年度は 1,157 千円となった。図書費は新刊の専門書が少ないために 263 千円と少額になっているが、学生や教職員の要望を聞き配慮している。本学の状況からすれば適切な資金配分である。

入学定員充足率は少子高齢化に伴い、平成 27 年度 60%・平成 28 年度 56%・平成 29 年度 80%と毎年厳しい状況下にある。

収容定員充足率は表 II の通り、定員 50 人と少数であり、平成 27 年度 96%・平成 28 年

度 84%・平成 29 年度 84%と、ともに 100%は確保できていない。

表Ⅱ

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収容定員	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
在籍者数	46 人	50 人	48 人	42 人	42 人
収容定員充足率	92%	100%	96%	84%	84%

財務体質については、経費削減に努めているが、学生数の減少による経常収入の減少が影響しているため、人件費比率が 56.1%となっている。現状では収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。しかし、これ以上の削減は行えず定員充足に向けて引き続き学生募集を強化し、寄付金収入等の外部資金収入の確保に努め、教職員一丸となって取り組む所存である。

(b) 課題

事業活動支出については、平成 28 年度の人件費比率は 33.6%となっていたが、平成 29 年度は 56.1%と支出増となった。経常収入の減少が影響している。

しかし、個々の人件費は全国平均より低くなっているため今後は、定員充足率 100%を目指し、積極的に寄付金など外部資金の導入を行って、この数値を全国平均の近似値にし、平成 27 年度よりの課題である第 3 号基本金を早急に積み立てる必要がある。

少子化に伴い正規学生数・寮生の減少、長期履修学生（社会人・シニア）の増加による学生生徒納付金等の経常収入低下を防ぐために、全教職員一丸となり取り組む学生募集対策を強化し、財政の健全化を図ることが課題である。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

平成 27 年度の基本金組入前当年度収支差額は 290,695 千円であった。建物建設に係る寄付金、補助金の増加により収入の超過になっている。平成 28 年度も 10,044 千円と収入超過になっていたが、平成 29 年度は寄付金の減少により、37,010 千円の支出超過となった。借入金の返済も始まったので、より一層の積極的な寄付金など外部資金の導入を行って消費収支の均衡を図っていく。

貸借対照表の財政状況に関して、流動比率は平成 27 年度 311.7%、平成 28 年度 674.2%、平成 29 年度 849.5%と過去 2 年と比較しても健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、安定した学校運営を行うなどして、十分把握している。

短期大学の存続を可能とする財政に関しては、平成 27 年度、28 年度と学内施設の充実を図り、より快適な学生生活を過ごせるように改築を行ったが、寄付金募集の成果や人件

費および管理経費の削減により、経常収支差額はプラスとなっている。しかし、平成 29 年度はマイナスとなったが、施設の充実により幅広い層の学生を募集し、本学の強みでもある寄付金募集を行えば現状の存続は維持される。

退職給与引当金等に関しては、期末要支給額の 100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した額を計上しており、目的どおりに引き当てられている。

資産運用規程の整備に関しては、基本的に資産運用は行わない、銀行預金のみのため整備されていない。また信用取引、貸借取引及び先物取引も行っていない。但し、本学第 3 代 谷耕月学長が設立した「アボットタニ・ファウンデーション」からの寄付金が平成 20 年度より毎年あり、現在十六銀行ドル建預金がある。これは資産運用を目的としたものではないが、ドルから円への換金時期に関しては、理事会の付託を受けて理事長・専務理事・監事・事務局長の 6 人が、為替レートの情勢を判断して日本円に換金している。

教育研究経費に関しては、表 I の通り、平成 29 年度は経常収入の 70.5%と昨年よりは高くなっている。寄付金、補助金の減少により経常収入が減少したが教育研究経費は変わらず高い水準となっている。

表 I

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育研究経費	47,320	50,835	63,271	61,869	61,237
経常収入	123,650	96,021	103,492	131,578	86,806
比率	38.3%	52.9%	61.1%	47.0%	70.5%

学習資源である図書費は、専門書の新刊本が少ないため学生や教職員の要望を聞き配慮している。購入をする専門書が限定されるために少額の資金配分になっているが、本学の状況からすれば適切な資金配分である。

定員充足率については、表 II の通り、定員 50 人と少数であり、毎年厳しい現状である。しかしながら平成 27 年度までは 100%前後を維持していたが、平成 28 年度、平成 29 年度と 84%と大変厳しい状態にある。今後の学生募集に対しさらなる強化が必要となる。また、100%となっても、少子高齢化による正規学生の減少、4~5 年の学習期間を要する長期履修学生の増加により学納金収入の減少は否めない。

表 II

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収容定員	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人

在籍者数	46人	50人	48人	42人	42人
収容定員充足率	92%	100%	96%	84%	84%

財務体質については、施設設備に重点を置いた改革を行った結果、借入金が増え、第3号基本金の流用による基本金の積み立ての早期実現を行う必要がある。現状では収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。但し収容定員充足率の低下、長期履修学生の増加により、学納金収入の減少、平成29年度から借入金返済も始まったので、引き続き学生募集を強化し、寄付金収入等の外部資金収入の確保に努めたい。

【区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

■基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学の将来像に関しては、少子化による短大を取り巻く厳しい状況の中で、本学の特色ある教育方針を掲げ多種多様な学生への、充実した学生生活の提供、教職員一丸となったサポート体制、社会的責任を果たす経営体制への転換（ガバナンス、情報公開、戦略的経営計画、内部統制、危機管理等）、少子高齢化により18歳人口の減少が否めないの、毎年の課題である、シニア世代の学生募集を強化し、100%の定員充足率を図らなければならないことが明確になっている。

創立60周年記念事業が平成27年度～平成28年度にかけて行われた。老朽化した建物の建替、耐震補強工事、学生寮の改修工事等により、本学の強みでもある、幅広い学生層の受け入れが可能となった。高齢学生や10代の学生が寮で生活をし、核家族化が進む中、一つの大家族のような生活を送ることが出来る。

また、本学ならではの少人数制の特質を生かし教職員と学生がより身近に接することができ、情報共有が可能となり問題解決が速やかに行える。

しかし、仏教、特に臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色であるが、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていないといった誤解で入学が敬遠されていることがあるので、本校の特色を幅広く周知し、より強固たる学生募集活動を行い、定員充足率100%を目指す。

学納金計画に関しては、長期履修学生（3.4.5年間）による学納金収入が、定員充足率100%でも減少傾向にある。経済困窮者に対しては、奨学金制度を充実させ、負担を軽減することにより、事情ある学生も教育を受けられるようにしている。そのためにも、外部資金の獲得が必要である。毎年2千万円を目標に掲げ、宗門・校友会等、広く寄付金募集を行なっている。

人事計画に関しては、必要最低限の教職員の配置をしており、定員50人に見合った適切

な人員と判断できる。

施設設備の将来計画は、平成 28 年の工事終了後の大きな施設設備は行なわないが、修繕工事は随時行う予定である。

外部資金の獲得計画に関しては、寄付金事業が財政に大きく影響するため、今後も計画的に寄付金募集を行なっていく。

遊休資産の処分等の計画については、処分するほどの遊休資産がないので検討に値しない。

大学全体及び学科・専攻課程の定員管理に関しては、禅・人間学科の 1 学科のみの単科短大で、基準Ⅲ—D—1 で述べた通り定員充足率 90%前後で推移し減少傾向にあるので、100%に近づける必要がある。

またそれに見合う経費（人件費・施設設備費）に関しては下記の表の通りで、経常収入に占める人件費比率は 56.1%となり 50%をこえているが、高い水準とはいえない。必要経費全体に占める人件費割合は 20.8%と低くなっている。施設設備費の割合は 0.5%と低い水準となっているが、一連の工事が終了したことによる。

経費（人件費、施設設備費）の%に関して

（単位：千円）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
資金収支計	104,383	101,754	640,241	358,642	229,051
人件費	44,638	50,396	58,643	44,238	47,591
全体に占める%	42.8%	49.5%	9.1%	12.3%	20.8%
施設設備費	16,213	4,074	455,044	61,916	1,157
全体に占める%	15.5%	4%	71%	17.3%	0.5%

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、平成 30 年 5 月 1 日現在、理事 15 人中 3 人、評議員 35 人中 8 人が本学教職員より選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より 3 ヶ月ごとに報告されており、この他にホームページでも財務情報および事業報告書を記載している。ゆえに、常に危機意識を持ち、各自が経費削減に努めるなどして業務に当たっているため、十分共有できている。

(b) 課題

少子高齢化が進み 18 歳人口の減少による学生確保が課題となるが、本学は社会人学生の割合が多いため、幅広い学生層に対する募集活動を行っていく必要がある。IT化が進む中、限られた予算の中でどのように募集対策を進めていくかが課題となる。

また、本学の特色である「行学一体」の教育理念を幅広く周知するための広報活動に学

内一丸となって取り組む必要がある。

現下の短期大学経営をめぐる厳しい社会事情等により、長期的に寄付金の獲得の体制作りが必要となる。

【当該区分に係る自己点検・評価のための観点】

本学の将来像に関しては、少子化による短大を取り巻く厳しい状況の中で、本学の特色有る教育方針を掲げ多種多様な学生への、充実した学生生活の提供、教職員一丸となったサポート体制、社会的責任を果たす経営体制への転換（ガバナンス、情報公開、戦略的経営計画、内部統制、危機管理等）、少子高齢化により18歳人口の減少が否めない中で、シニア世代の学生募集を強化し、100%の定員充足率を図らなければならないことが明確になっている。

本学の強みは、仏教、特に臨済禅を標榜する唯一の短期大学であること。建学の精神である「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両論による教育が特色である。また、臨済宗妙心寺派僧侶育成機関として宗門の支援を受け、卒業生には多くの僧侶を輩出していることである。反対に弱みは、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていない、行（実践）が厳しいといった誤解があり、宗門以外の一般人に入学が敬遠されている傾向がある。

学生募集対策に関しては、広報部が主となり宗門の機関誌、新聞広告等を厳選し幅広く募集活動を行ない、毎日オープンと銘打ち、オープンキャンパスを開催している。創立60周年記念事業として計画された学内施設改修工事も終了し、幅広い年齢層の学生受け入れも可能となった。それにより本学の特色を生かした教育方針を広く周知し、学生募集を行うために、教職員一丸となり広報活動に力を注いでいる。

学納金計画に関しては、平成29年度から施設設備費、教材実習費の値上げを行ったが、経済困窮者に対しては、奨学金制度を充実させ、負担を軽減することにより教育を受けられるようにもしている。

また、多様化する学生による学納金収入が、定員充足率100%でも減少傾向にあるために、外部資金の獲得が必要である。毎年2千万円を目標に掲げ、宗門・校友会等、広く寄付金募集を行っている。

人事計画に関しては、必要最低限の教職員の配置をしておき、定員50人に見合った適性な人員と判断できる。しかし、寮を併設しているので寮職員に掛かる負担が多くなっている。

施設設備の将来計画に関しては、耐震化事業が終了し、将来的には大きな施設設備は行わないが、修繕工事は随時行う予定である。

外部資金の獲得計画に関しては、今後も計画的に寄付金募集を行っていく。遊休資産の処分等の計画については、処分するほどの遊休資産がないので検討に値しない。

本学全体及び学科・専攻課程の定員管理に関しては、禅・人間学科の1学科のみの単科短大で、基準Ⅲ—D—1で述べた通り定員充足率90%前後で推移しているため100%にする必要がある。またそれに見合う経費（人件費・施設設備費）に関しては下記の表の通りで、必要経費全体に占める人件費割合は事業活動収支比率の56.1%と前年度より高い水準になったが経常収入の減少による。必要経費全体に占める人件費割合も20.8%と低くなっ

ている。施設設備費の割合は、0.5%と低い水準となっているが、過去2年間に施設整備を終えたことによる減少となった。

経費（人件費、施設設備費）の%に関して （単位：千円）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
資金収支計	104,383	101,754	640,241	358,642	229,051
人件費	44,638	50,396	58,643	44,238	47,591
全体に占める%	42.8%	49.5%	9.1%	12.3%	20.8%
施設設備費	16,213	4,074	455,044	61,916	1,157
全体に占める%	15.5%	4%	71%	17.3%	0.5%

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、平成 29 年 5 月 1 日現在、理事 16 人中 3 人、評議員 37 人中 8 人が本学教職員より選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より 3 ヶ月ごとに報告されており、この他にホームページでも財務情報および事業報告書を記載している。ゆえに、常に危機意識を持ち、各自が経費削減に努めるなどして業務に当たっているため、十分共有できている。

テーマ 基準ⅢD 財的資源の改善計画

少子高齢化、自然災害の多発、世界情勢不安等、短期大学経営をめぐる厳しい社会事情により学生の定員確保が困難かつ最大の課題となっている。財政基盤を安定させるために、定員充足率 100%を目標とし、海外にも禅の教育理念を幅広く周知し、広報活動の見直しを行い、学生確保に繋げたい。

平成 27 年度よりの課題である第 3 号基本金を早急に積み立てる必要がある。

また、長期履修学生が増加し定員充足率が 100%であっても学納金収入は減少傾向にあるので、長期的に安定した寄付金を確保する体制作りを行う。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

教育資源に係る行動計画は、長年懸念されていた、インターネット光回線の導入がされ、回線の不具合が解消され、より良い教育環境を整えられ学生支援の充実が計れた。今後は、教職員を含め社会人学生等に IT 教育を充実させる必要がある。

財的資源に係る行動計画は、借入金の返済が始まったので、安定的な収入の確保に努め、定員充足や外部資金の獲得を目指し中・長期計画に基づく運営を行う。

基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項

本学は全寮生を基本に早朝より夜間に至るまで禅の精神を育み、幅広い年齢層の学生のケア、「行学一体」の建学の精神の下、学生と教職員が一体となって努力を重ねている。

リニューアルされた、光徳禅文化棟にて平成 28 年秋学期より食堂の運営を外部委託から内部調理に変更し、精進料理を中心とした食事を全学生に提供し、随飯という食事法にのっとり、僧堂に近い作法を習得し、食事時間であっても学習の場としての学生支援を行えるよう努力している。

学内調理により、財的資源の部分にて経費削減にも繋がっている。食事担当の職員の努力により健康的な食事の提供と食品ロスの軽減ができています。

また、本学の強みである臨済宗妙心寺派の寺院、校友会（OB）への寄付金募集を計画的に行い、外部資金獲得に務め、財的資源の充実を図っている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項 該当なし。